

足下の賃上げ動向と 持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組 (特別調査)

令和7年4月22日

財務省

特別調査の概要等

1. 調査の概要

足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組について把握するため、各財務局等が管内の企業等に調査（ヒアリング）を行ったもの。

- (1) 調査期間：2025年3月上旬～4月上旬
- (2) 調査対象：各財務局が管内経済情勢報告を取りまとめる際に従来から継続的にヒアリングを実施している企業等。全国計1,050社。
- (3) 調査方法：各財務局においてヒアリング調査を行い、回答を分類。
- (4) 調査内容：質問項目において、足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組を調査。

2. 規模別回答企業数

企業規模	回答企業数
大企業（資本金 10億円以上）	447社
中堅企業（資本金 1億円以上 10億円未満）	286社
中小企業（資本金 1億円未満）	317社
合 計	1,050社

3. 地域別回答企業数

担当財務局	都道府県	回答企業数
北海道財務局	北海道	92社
東北財務局	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県	112社
関東財務局	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	169社
北陸財務局	石川県、富山県、福井県	93社
東海財務局	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県	68社
近畿財務局	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	113社
中国財務局	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県	78社
四国財務局	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	110社
九州財務局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	95社
福岡財務支局	福岡県、佐賀県、長崎県	84社
沖縄総合事務局	沖縄県	36社
合計		1,050社

4. 業種別回答企業数

	業種	回答企業数
製造業	食料品製造業	57社
	繊維工業	9社
	木材・木製品製造業	5社
	パルプ・紙・紙加工品製造業	15社
	印刷・同関連業	1社
	化学工業	43社
	石油製品・石炭製品製造業	4社
	窯業・土石製品製造業	14社
	鉄鋼業	31社
	非鉄金属製造業	10社
	金属製品製造業	29社
	はん用機械器具製造業	16社
	生産用機械器具製造業	61社
	業務用機械器具製造業	10社
	電気機械器具製造業	37社
	情報通信機械器具製造業	44社
	自動車・同附属品製造業	42社
	その他の輸送用機械器具製造業	20社
	その他の製造業	19社
	計	467社

	業種	回答企業数
非製造業	農業、林業	9社
	漁業	0社
	鉱業、採石業、砂利採取業	0社
	建設業	62社
	電気業	2社
	ガス・熱供給・水道業	1社
	情報通信業	9社
	陸運業	24社
	水運業	2社
	その他の運輸業	7社
	卸売業	21社
	小売業	275社
	不動産業	23社
	リース業	8社
	その他の物品賃貸業	3社
	宿泊業	59社
	飲食サービス業	21社
	生活関連サービス業	16社
	娯楽業	5社
	広告業	3社
	純粋持株会社	4社
	その他の学術研究、専門・技術サービス業	2社
	医療、福祉業	0社
	教育、学習支援業	1社
	職業紹介・労働者派遣業	4社
	その他のサービス業	6社
	銀行業	15社
	貸金業等	0社
	金融商品取引業	1社
	その他の金商	0社
	生命保険業	0社
	損害保険業	0社
	その他の保険業	0社
	計	583社

※ 結果数値（％）は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。
※ 本調査では、「不明・無回答」を除いて各項目の割合等を集計している。
※ この調査における「大都市圏」とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

今回調査の主なポイント

- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は、大企業や中堅企業で約 4 割、中小企業で約 3 割にのぼる。
- 2025年度の賃金改定率の決定に影響を与えた要素としては、ベアには「新卒獲得競争の高まり、人手不足感の高まり」、「物価上昇の高まり」が、賞与等には「自社の業績、生産性」が影響を及ぼしている。
- 年齢層別*では「新卒採用」と「若年層」、雇用形態別では「正規雇用」、スキル別では「特定の職種・スキルを持つ人材」の人手不足感が高く、重点的に賃上げされている。
- 「価格転嫁への理解の進展」はこれまでの価格転嫁を可能としたが、今後価格転嫁を進める上では、「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力及び価格決定力の向上」の重要度が高まる。
- 持続的な賃上げのためには、「価格転嫁の進展」よりも「売上増加（価格転嫁を除く）」、「製品・サービスの高付加価値化」がより重視されている。

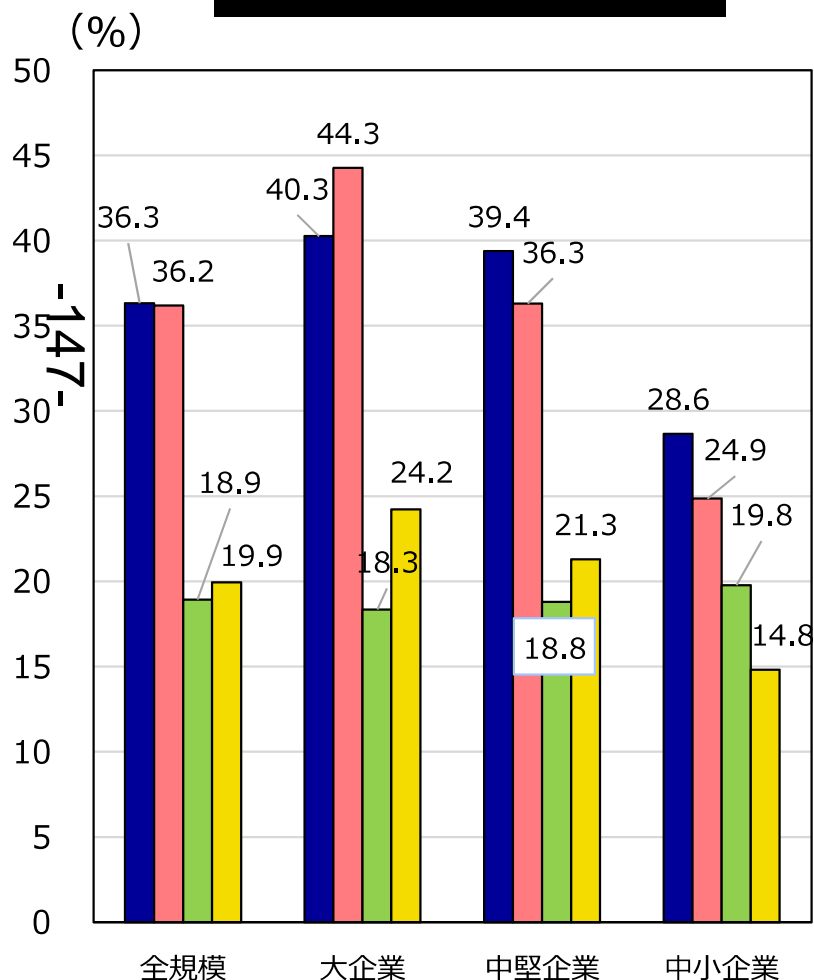
* 年齢層別は、若年層:~ 30代前半（新卒採用を除く）、中堅層:30代後半~ 40代前半、中高年層:~60代、高齢者層:60代~

** 「賃上げ重点度」とは、どの層の賃上げに重点を置いているかという意味。

2024年度を上回る賃上げを実現する企業の割合

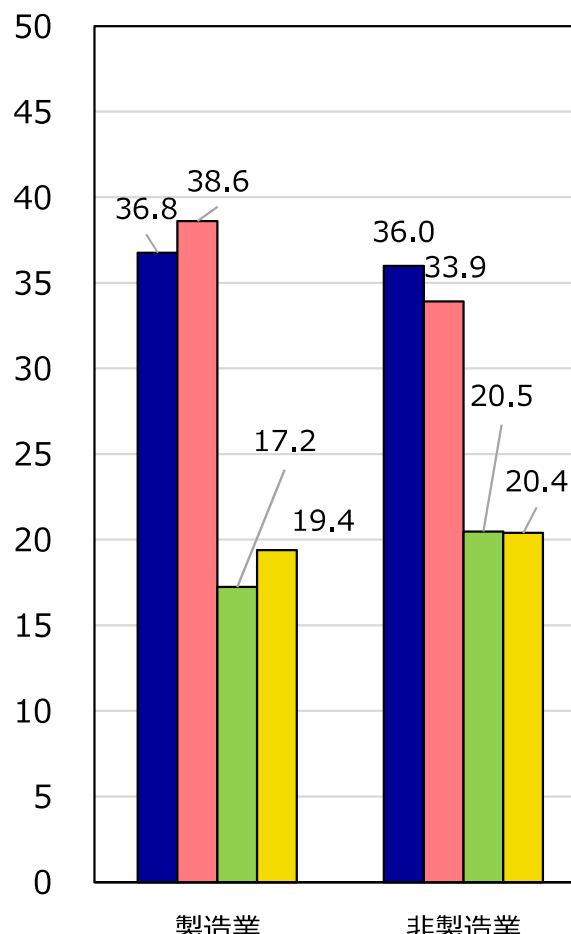
- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は、大企業や中堅企業で約4割、中小企業で約3割にのぼる。製造業・非製造業や、大都市圏・非大都市圏を問わず、約4割の企業が前年を上回る賃上げを予定しており、賃上げの動きが広がっている。
- 大企業や、大都市圏に所在する企業では、約4割の企業が前年を上回るベアを行う見込みである。

規模別



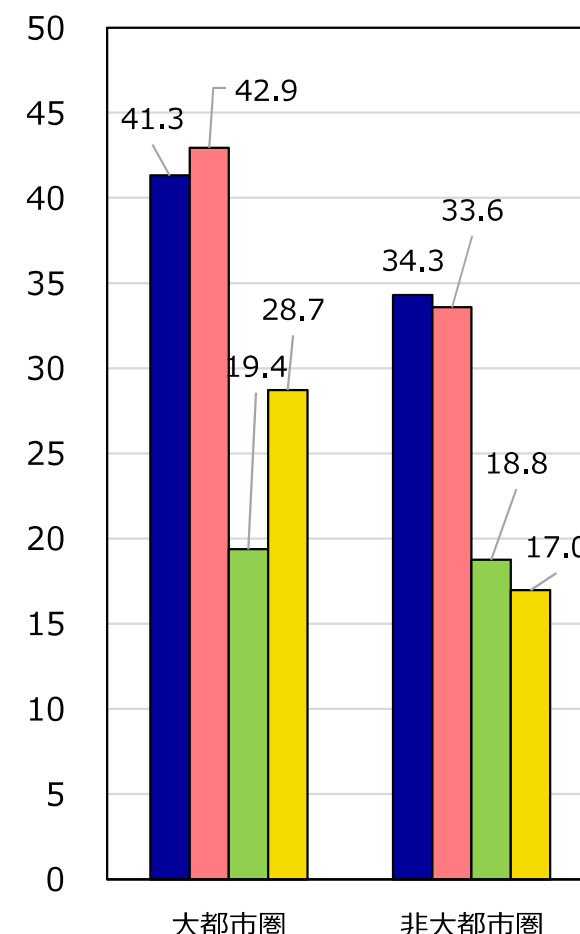
業種別

(%)



所在地別

(%)



■ 全体 ■ ベースアップ ■ 定期昇給 ■ 賞与等

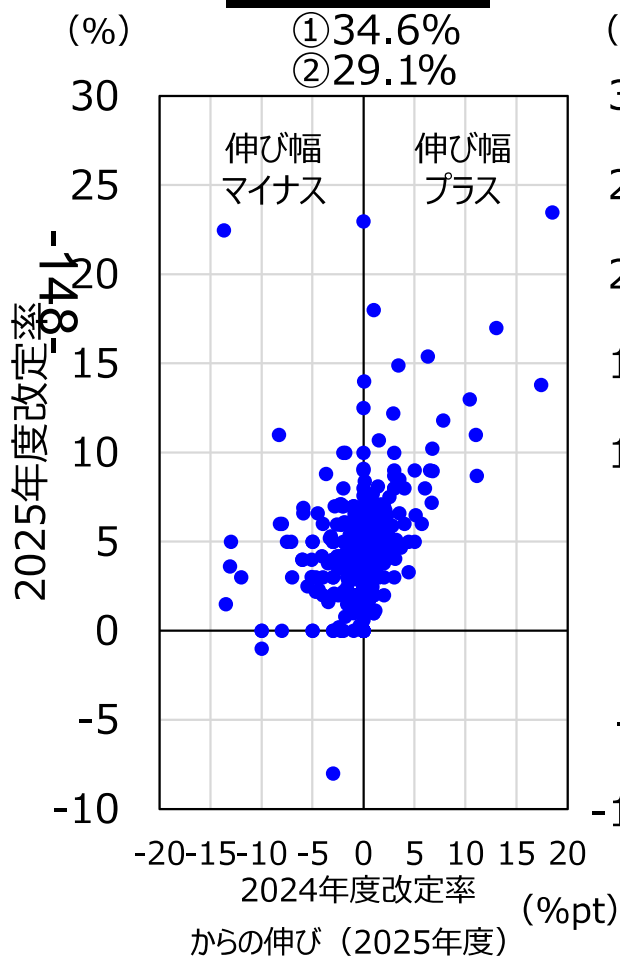
※ 本調査における「大都市圏」とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

企業間の賃金改定率のばらつき

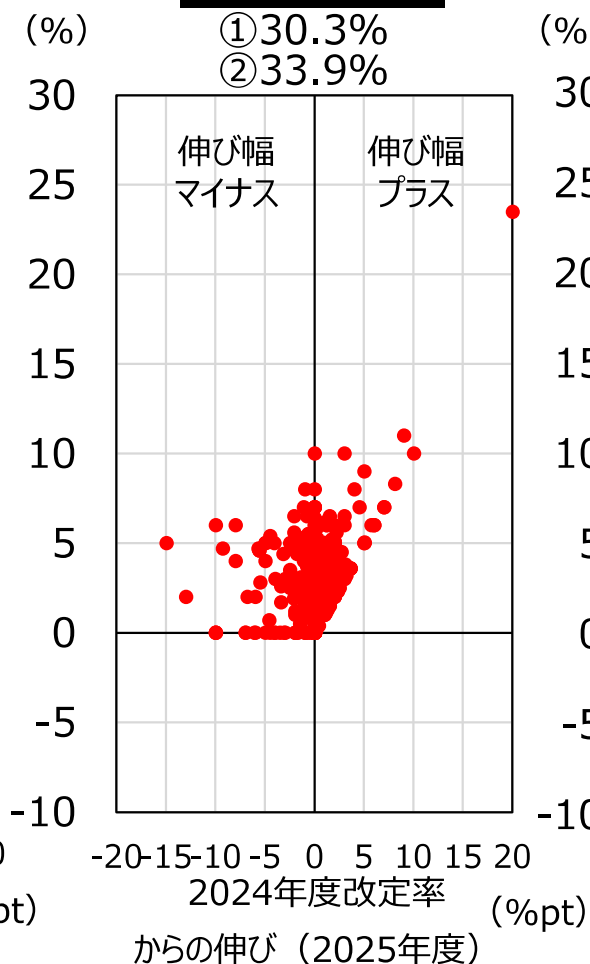
- 2025年度の賃金改定率と、2024年度改定率からの伸びは、「定期昇給」は企業間のバラツキが小さい一方、「ベア」や「賞与等」では企業間に差がみられる。
- 「全体」、「ベア」では、2024年度改定率が正で2025年度改定率の前年からの伸び幅がプラスになった先が約3割であった一方、「定期昇給」と「賞与等」は約5割超の先が2024年度からの伸び幅が0だった。

①2024年度改定率が正で2025年度の前年度からの伸び幅プラス、②伸び幅が0

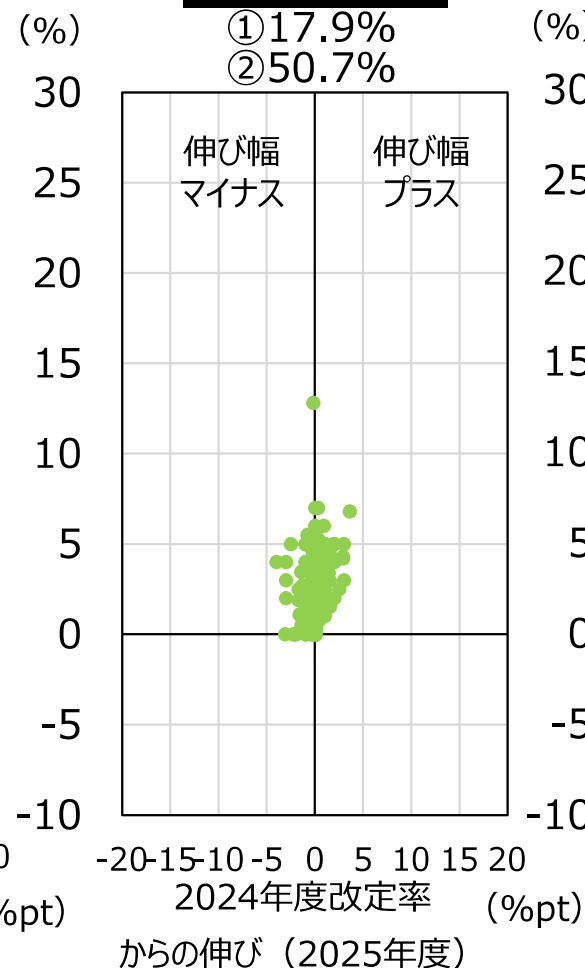
全体



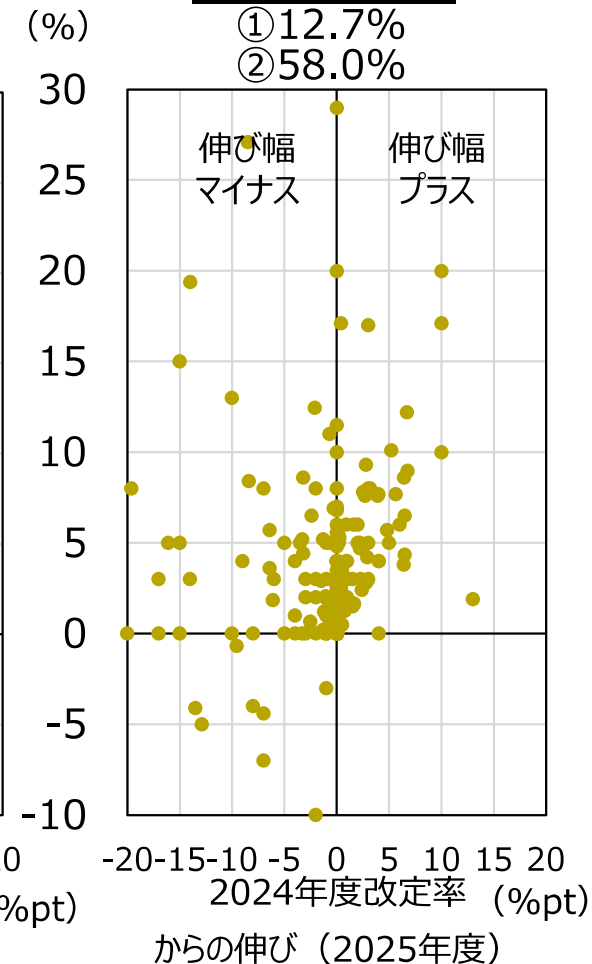
ベア



定期昇給



賞与等

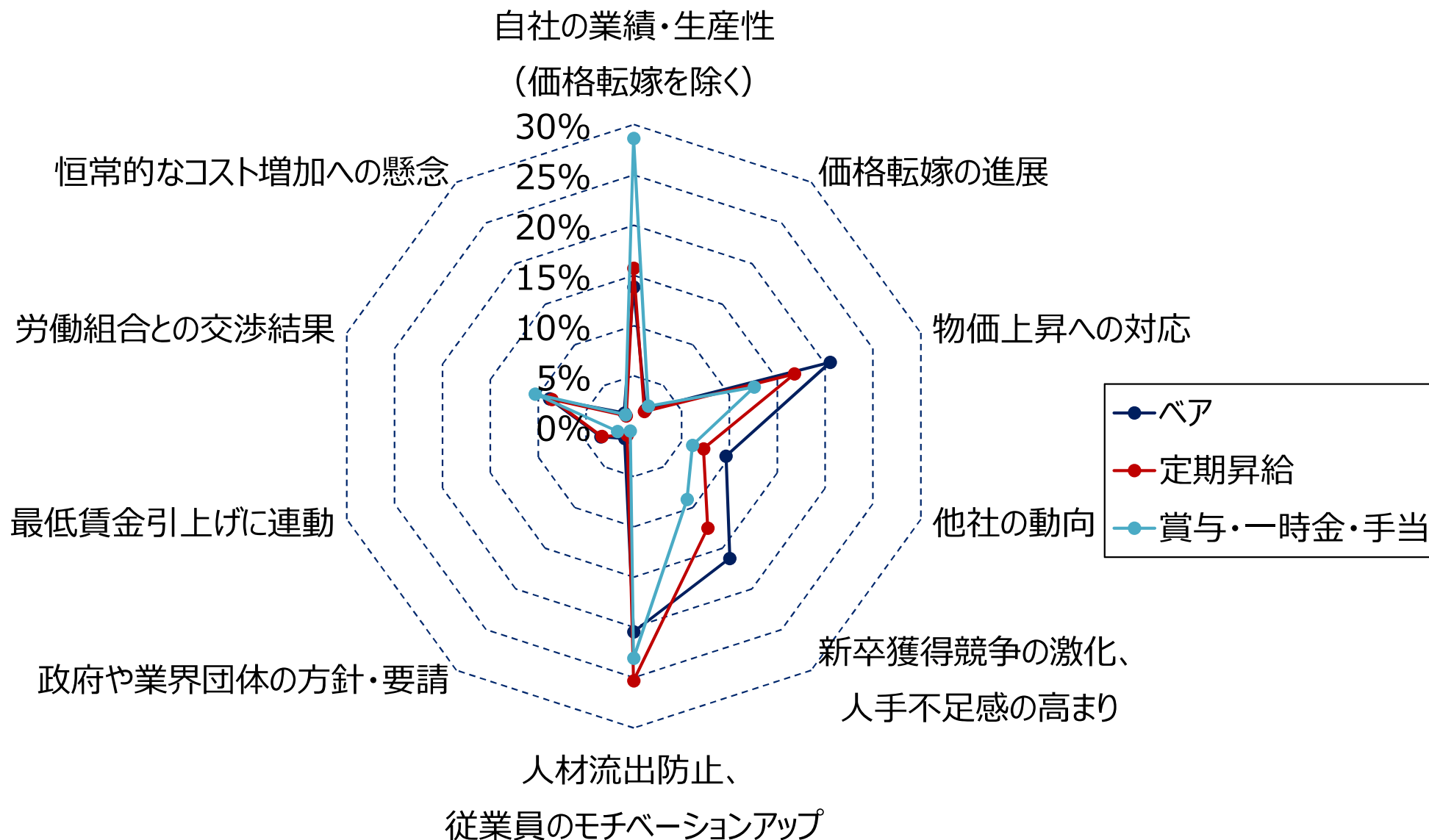


※ 伸び幅は対前年度の改定率との差分。2025年度改定率が-10%～30%、2024年度改定率からの伸びが-20%～20%の範囲に収まらない一部の企業は非表示となっている。

2025年度の賃金改定率に影響を与えた要素

- 「人材流出防止、従業員のモチベーションアップ」はベア、定期昇給、賞与等のいずれの決定にも影響を与えた。
- 「新卒獲得競争の高まり、人手不足感の高まり」、「物価上昇の高まり」は特にベアの決定に影響を与えた。
- 「自社の業績、生産性」は特に賞与等の決定に影響を与えた。

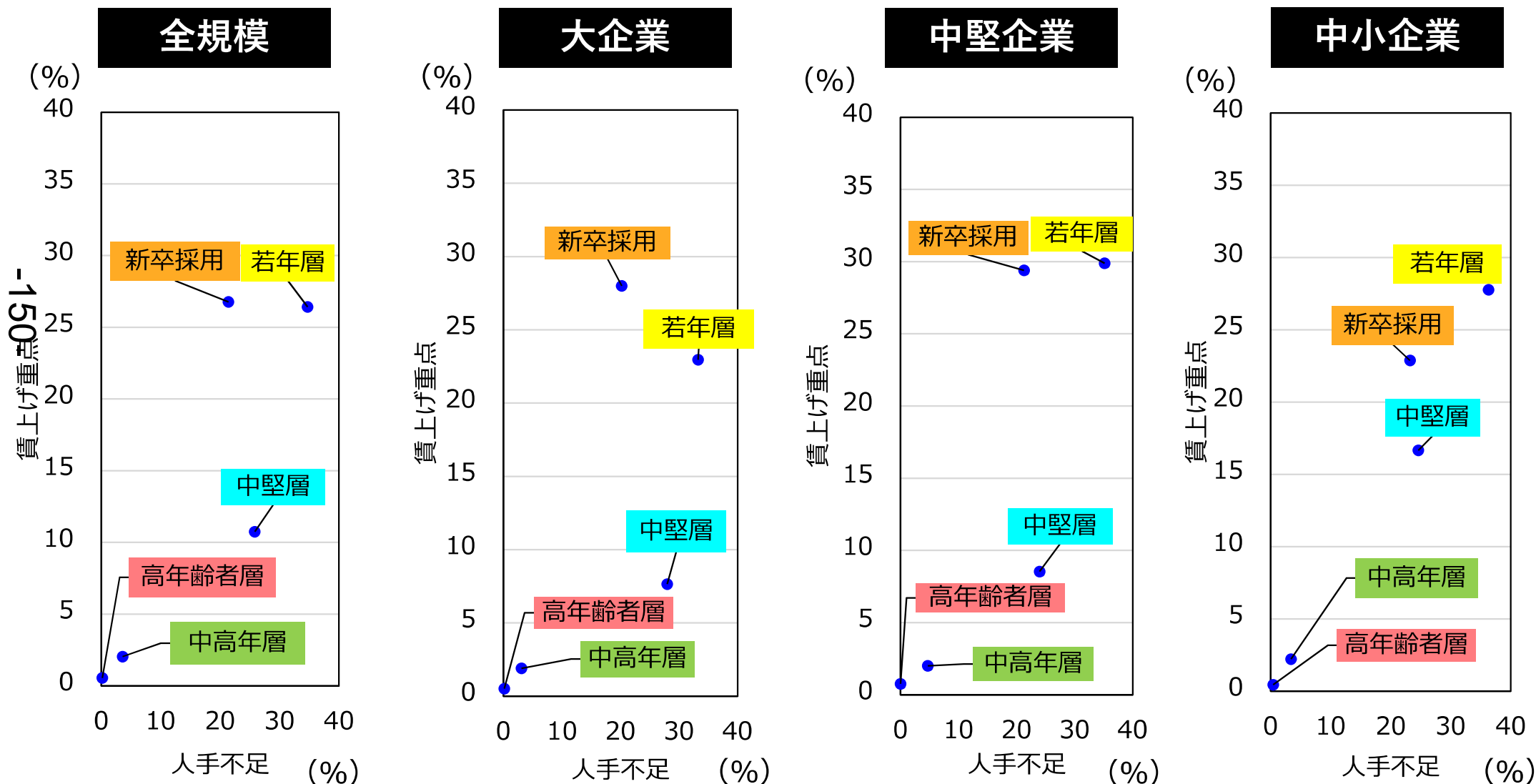
-149-



※ 本設問は、貴社の2025年度の賃金改定率の決定（賃上げをしない場合も含む）に影響を与えた要素について、ベースアップ、定期昇給、賞与等のそれぞれに影響を与えた要素として、該当するものを3つまで回答を求めたもの。

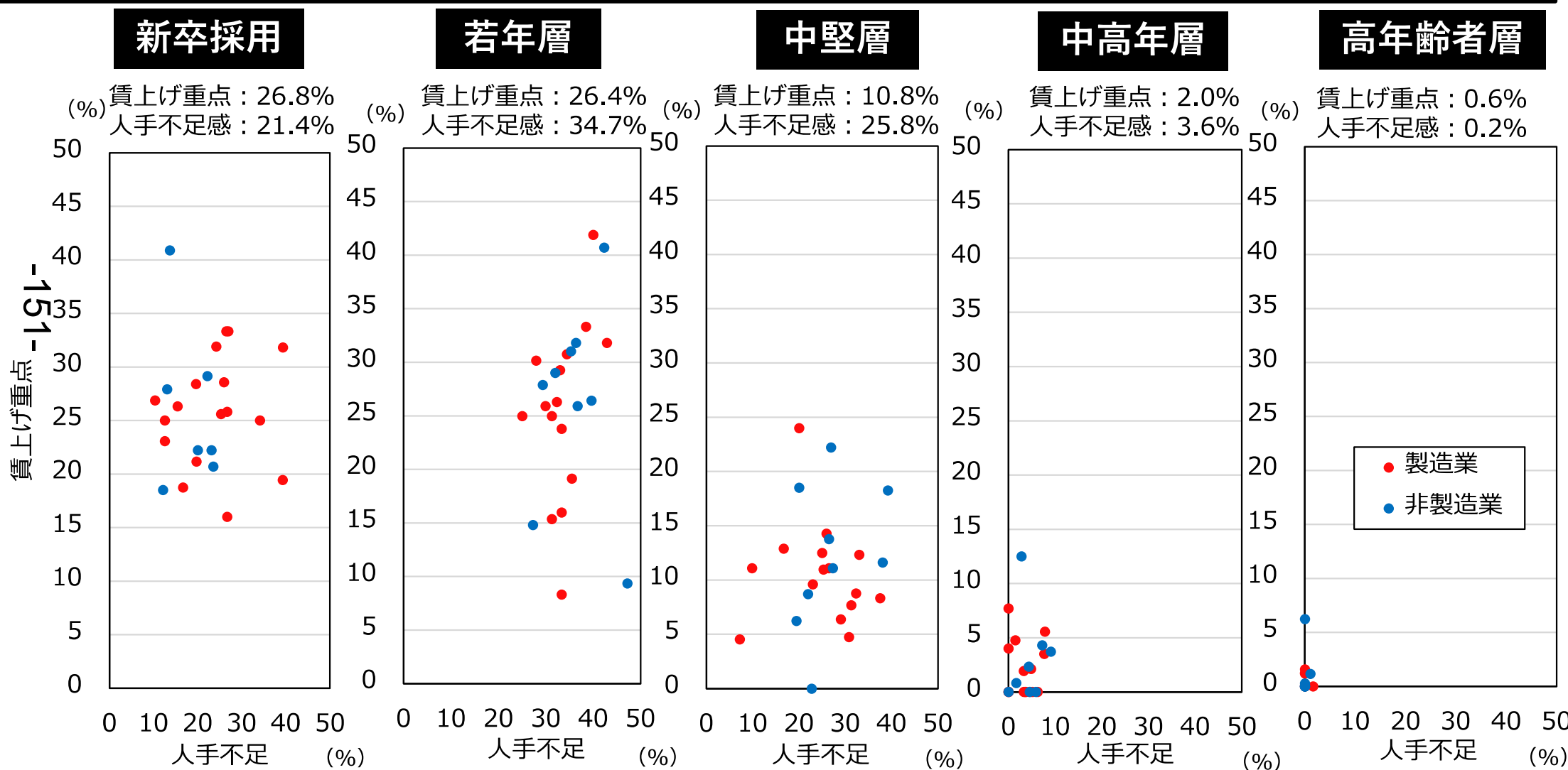
【年齢階層別】重点的な賃上げと人手不足（規模別）

- いずれの規模の企業においても、「新卒採用」と「若年層」は人手不足感も賃上げ重点度も高く、「中高年層」、「高年齢者層」は人手不足感、賃上げ重点度ともに低い。
- 「中堅層」は、「新卒採用」や「若年層」と同等に人手不足感強いものの、賃上げ重点度は「新卒採用」や「若年層」と比べ低い。



【年齢階層別】重点的な賃上げと人手不足（業種別）

- 業種別にみると、賃上げ重点度も人手不足感も、「新卒採用」と「若年層」において相対的に高い。
- 「中堅層」は、一定の人手不足感はあるが、賃上げ重点度は新卒採用や若年層と比べ低い。
- 「中高年層」、「高年齢者層」では、人手不足感と賃上げ重点度が共に低い。

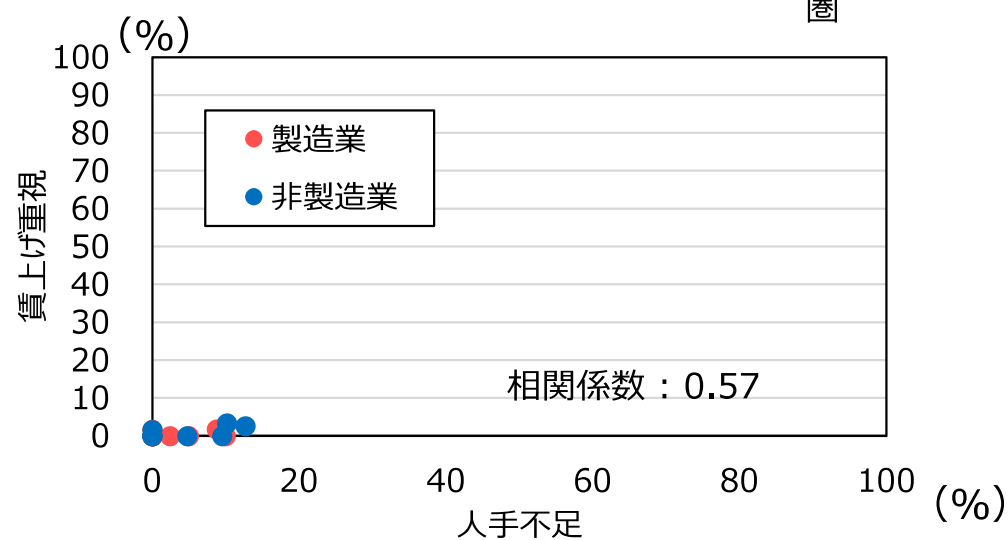
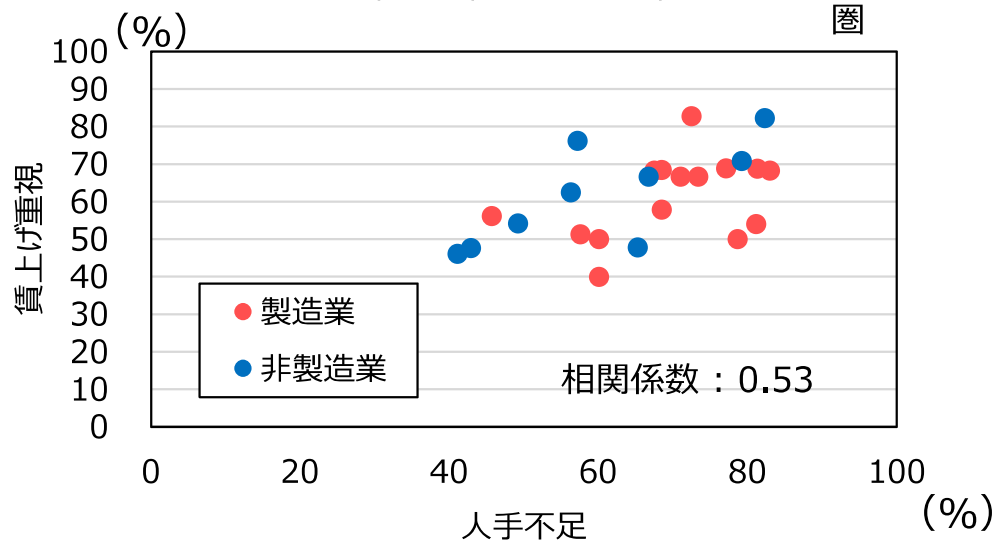
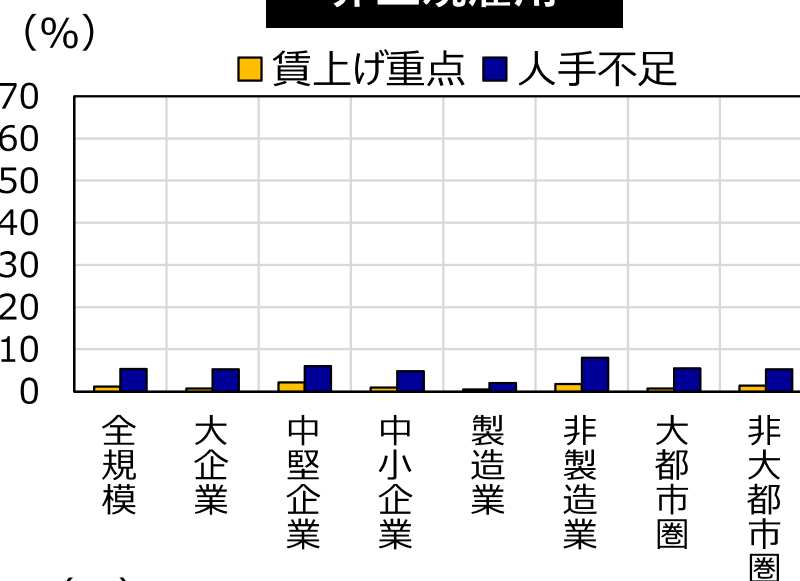
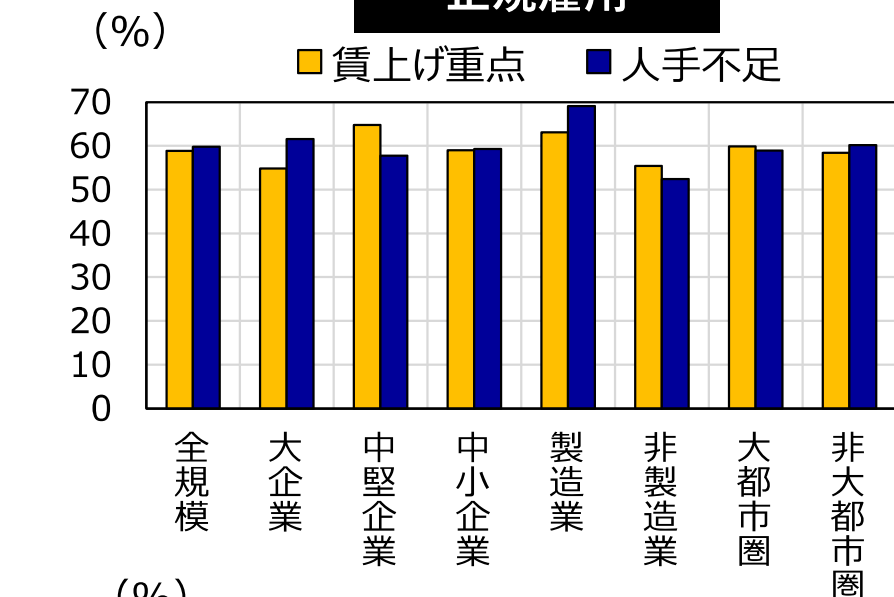


【雇用形態】重点的な賃上げと人手不足

- 正規雇用は、非正規雇用と比べ、「人手不足感」、「賃上げ重点度」が共に高く、特に製造業は非製造業と比べその割合が高い。
- 正規雇用、非正規雇用ともに、「人手不足感」と「賃上げ重点度」の間に正の関係がみられた。

正規雇用

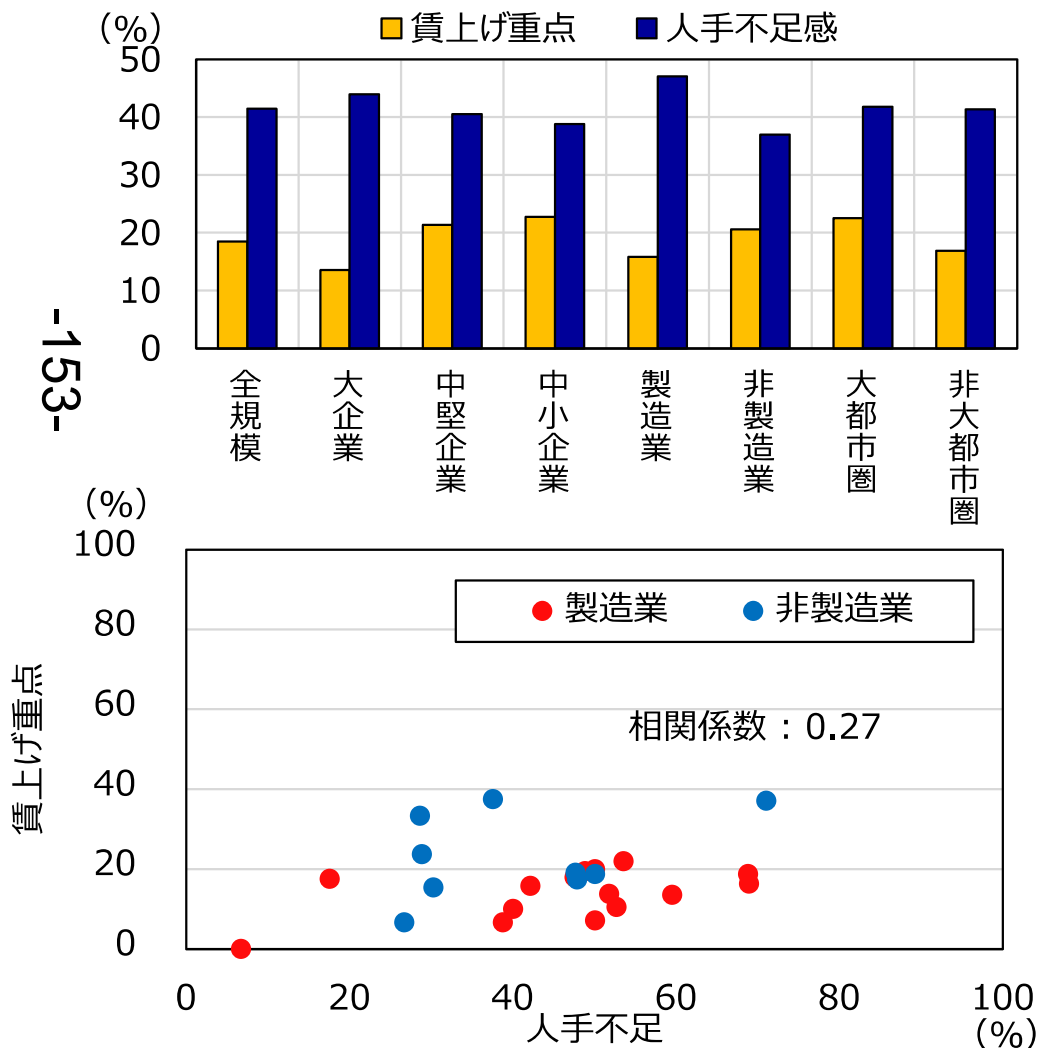
非正規雇用



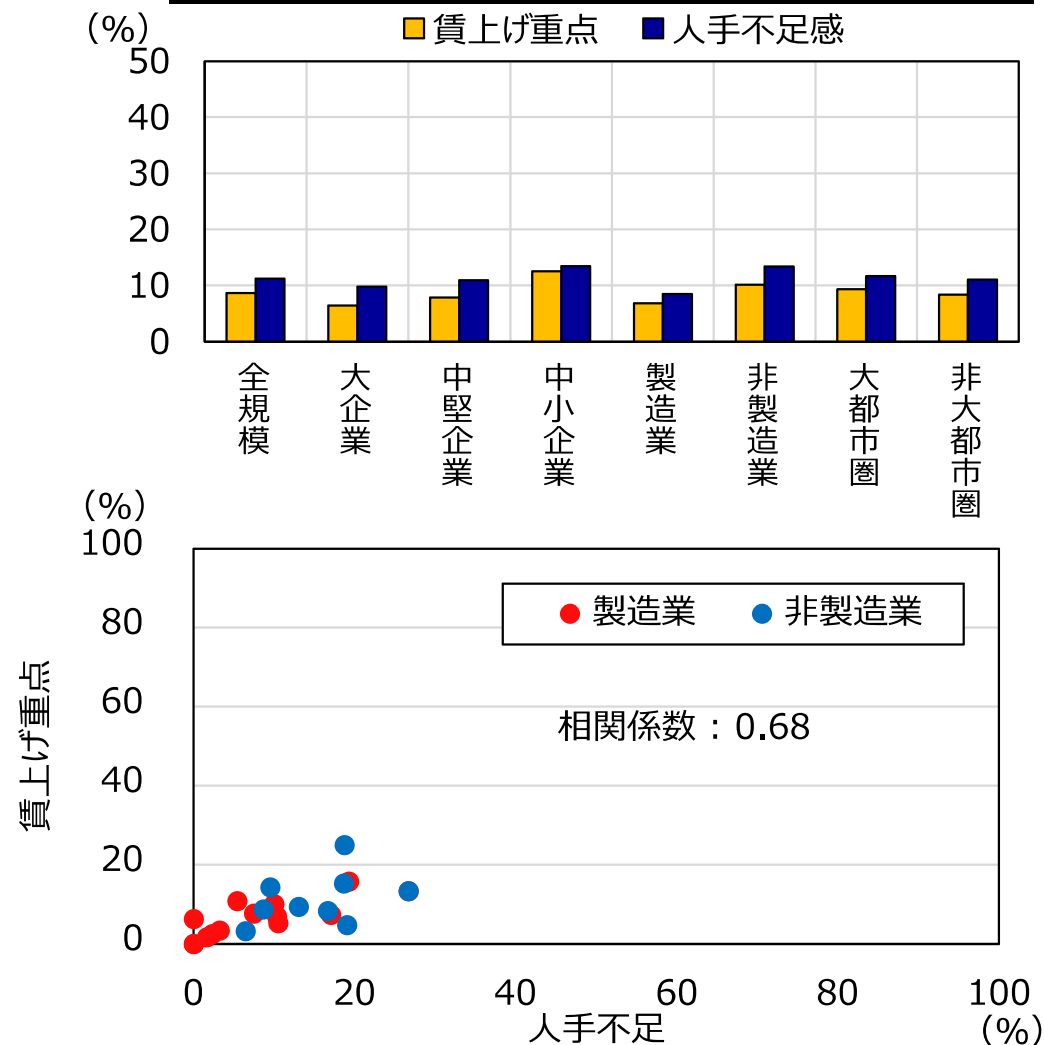
【スキル】重点的な賃上げと人手不足

- 「特定の職種・スキルをもつ人材」（以下、特定スキル人材）は、「一般的・定型的な業務に従事する人材」よりも、人手不足感も、賃上げ重点度も高い。特に製造業において、特定スキル人材の人手不足感が強い。
- 特定スキル人材においては、人手不足感の割には、賃上げの重点度は低かった。

特定の職種・スキルをもつ人材



一般的・定型的な業務に従事する人材

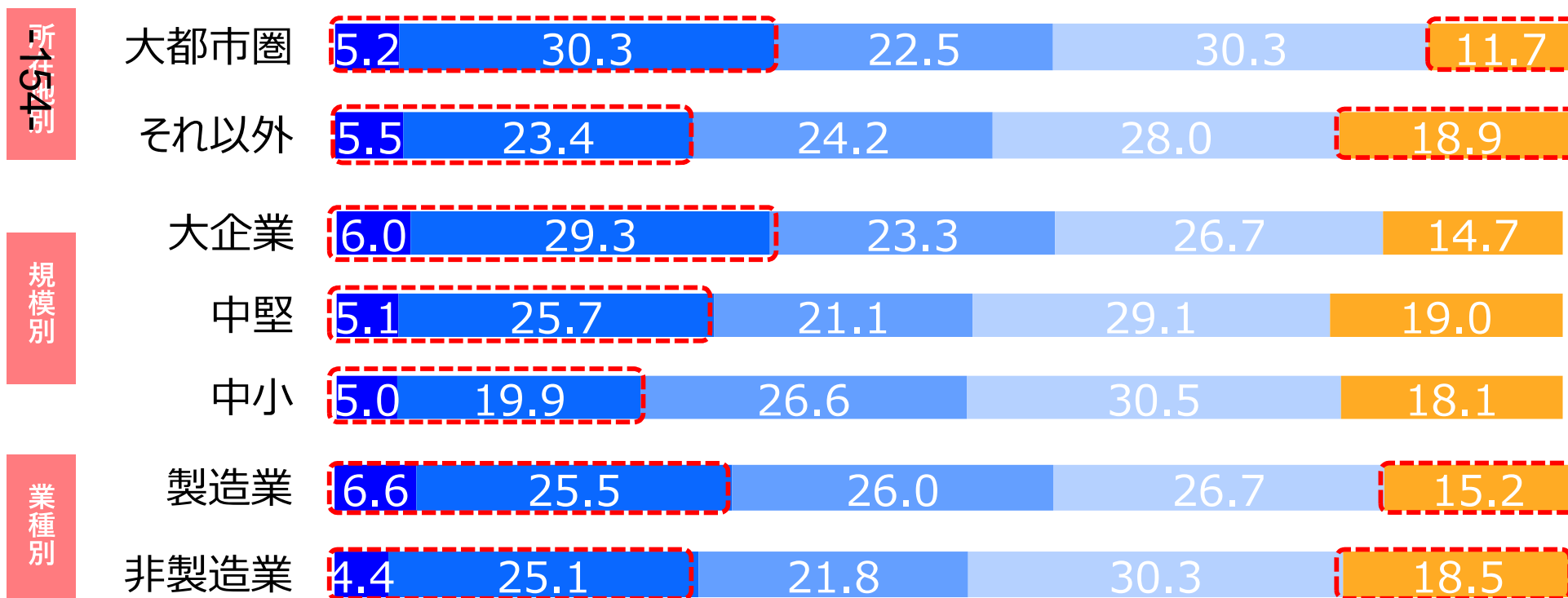


賃金の上昇分をどの程度、価格転嫁できているか

- 賃金上昇分をどの程度価格転嫁できているかについて、大都市圏は、それ以外と比べ、「価格転嫁は必要だが全くできていない」の割合が低く、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合が高い。
- 中小企業は、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合が、大企業、中堅よりも低い。
- 製造業は、非製造業よりも、「価格転嫁は必要だが全くできていない」の割合がやや低く、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合がやや高い。

■ 全て転嫁できている ■ おおむね転嫁できている
■ 半分程度転嫁できている ■ わずかながら転嫁できている
■ 価格転嫁は必要だが、全くできていない

(単位：%)



※ ここでいう大都市圏とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」と「今後価格転嫁を進める上での課題」

- 多くの業種において、これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由として「価格転嫁への理解の進展」が挙げられた。
- 今後の価格転嫁を進める上での課題としては、引き続き「価格転嫁への理解の進展」を挙げる業種もみられたものの、多くの業種において、「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上」の重要性が高まった。

	これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由				今後価格転嫁を進める上での課題				今後－これまで				(%)
	コスト上昇の根拠を示し、具体的にデータに基づく価格交渉	価格転嫁への理解の進展	新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上	価格交渉を阻む契約条件の見直し	コスト上昇の根拠を示し、具体的にデータに基づく価格交渉	価格転嫁への理解の進展	新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上	価格交渉を阻む契約条件の見直し	コスト上昇の根拠を示し、具体的にデータに基づく価格交渉	価格転嫁への理解の進展	新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上	価格交渉を阻む契約条件の見直し	
鉄鋼	50.0	45.8	0.0	0.0	28.0	32.0	24.0	8.0	▲ 22.0	▲ 13.8	24.0	8.0	
金属製品	20.0	52.0	4.0	4.0	17.2	27.6	17.2	6.9	▲ 2.8	▲ 24.4	13.2	2.9	
建設	30.0	50.0	12.0	0.0	27.3	36.4	20.0	3.6	▲ 2.7	▲ 13.6	8.0	3.6	
生産用機械器具	36.7	44.9	14.3	2.0	14.3	23.2	55.4	1.8	▲ 22.4	▲ 21.7	41.1	▲ 0.3	
電気機械器具	32.1	35.7	21.4	3.6	20.0	25.7	37.1	2.9	▲ 12.1	▲ 10.0	15.7	▲ 0.7	
自動車・同附属品	38.2	35.3	14.7	0.0	29.4	17.6	23.5	5.9	▲ 8.8	▲ 17.6	8.8	5.9	
陸運	13.6	72.7	4.5	4.5	21.7	21.7	26.1	4.3	8.1	▲ 51.0	21.5	▲ 0.2	
飲食サービス	26.3	47.4	15.8	0.0	10.0	25.0	45.0	0.0	▲ 16.3	▲ 22.4	29.2	0.0	
宿泊	23.1	32.7	42.3	0.0	10.5	26.3	61.4	1.8	▲ 12.6	▲ 6.4	19.1	1.8	
不動産	18.2	36.4	27.3	9.1	0.0	21.4	50.0	14.3	▲ 18.2	▲ 14.9	22.7	5.2	
小売	15.4	53.8	13.3	2.8	11.2	40.3	26.5	4.6	▲ 4.2	▲ 13.5	13.2	1.8	

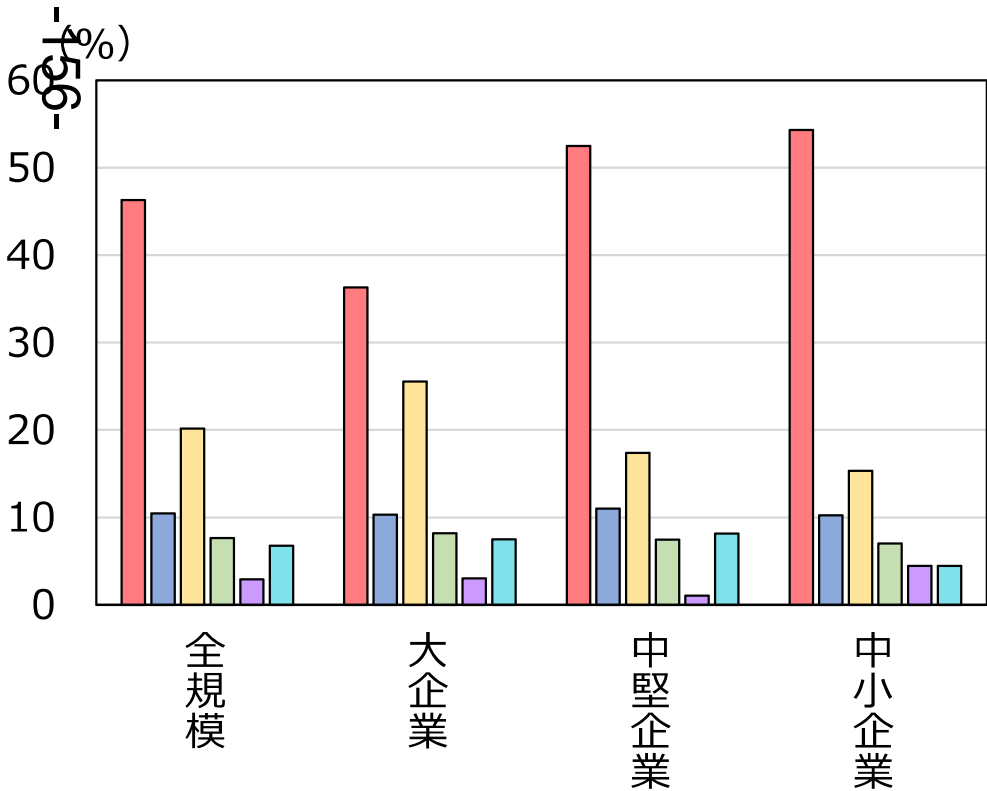
※ 本設問は、賃金上昇分の価格転嫁について、「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」、「今後、価格転嫁を進める上での課題等」として、最も該当するものをそれぞれ1つ回答を求めたもの。

持続的な賃上げのために重要な条件

- 持続的な賃上げのために重要な条件としては、「売上増加（価格転嫁を除く）」、次いで「製品・サービスの高付加価値化」が多く挙げられ、「価格転嫁の進展」の割合は低かった。
- 「自動車・同附属品」、「陸運」では、「価格転嫁の進展」の割合が高い。

規模別

- 売上増加（価格転嫁を除く）
- 価格転嫁の進展
- 製品・サービスの高付加価値化
- コスト削減
- 物価の動向
- 労働市場の動向（人材獲得競争の激化、人手不足感の高まり）



業種別

(%)

	売上増加	価格転嫁の進展	製品・サービスの高付加価値化	コスト削減	物価の動向	労働市場の動向（人材獲得競争の激化、人手不足感の高まり）
製造業	36.5	13.6	27.4	6.9	2.0	6.7
鉄鋼	37.5	16.7	20.8	8.3	0.0	16.7
金属製品	50.0	17.9	25.0	3.6	0.0	3.6
建設	62.1	12.1	12.1	3.4	3.4	6.9
生産用機械器具	41.8	12.7	36.4	5.5	1.8	1.8
電気機械器具	40.0	5.7	34.3	11.4	2.9	5.7
自動車・同附属品	35.1	24.3	24.3	10.8	2.7	2.7
非製造業	53.9	8.0	14.5	8.2	3.7	6.8
陸運	39.1	34.8	8.7	4.3	0.0	13.0
飲食サービス	70.0	5.0	10.0	5.0	10.0	0.0
宿泊	63.2	10.5	12.3	1.8	5.3	7.0
不動産	63.6	4.5	18.2	4.5	0.0	9.1
小売	62.5	3.6	14.2	11.1	2.8	5.9
娯楽	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

※ 本設問は、貴社の持続的な賃上げのために重要となる条件として、最も当てはまるものを一つ回答を求めたもの。

【附録】 賃金構造基本統計調査を用いた 地域別の試算値

【附録】一般労働者の所定内給与増加率（2022年→2024年）

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模計（10人以上）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	6.0	7.8	4.7	6.6	5.9	4.9	4.3	4.8	5.3	5.1	3.8	5.7
～19歳	8.2	6.7	8.5	8.8	5.0	7.7	7.2	8.4	6.7	11.8	5.3	4.5
20～24歳	6.4	6.6	7.5	6.1	6.5	7.7	6.3	6.6	5.1	6.0	1.5	7.9
25～29歳	6.4	6.4	7.3	6.0	6.7	8.3	4.4	5.2	6.9	6.6	5.4	8.3
30～34歳	6.6	5.2	5.4	6.6	7.6	7.5	3.8	5.1	6.7	7.1	5.2	6.8
35～39歳	5.2	3.4	6.2	5.5	7.1	5.3	3.1	5.8	5.1	2.8	3.7	3.8
40～44歳	5.3	4.2	3.2	6.4	4.4	4.0	4.7	4.3	4.9	3.9	2.5	4.6
45～49歳	6.7	7.2	2.8	9.3	6.3	2.1	5.2	3.7	2.7	3.7	3.8	7.6
50～54歳	4.3	5.3	5.3	5.5	5.6	2.9	2.1	1.8	-0.3	2.5	1.4	-0.4
55～59歳	5.9	12.7	3.8	7.2	5.1	3.4	1.9	4.4	6.4	0.5	4.2	3.9
60～64歳	7.5	17.7	6.3	5.5	9.1	8.1	6.6	6.4	7.2	11.1	6.3	8.4

158

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（100-999人）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	6.6	7.7	5.5	8.2	4.0	4.6	5.3	6.0	6.0	4.9	5.0	3.0
～19歳	6.6	5.1	6.6	4.5	6.3	10.3	5.8	7.4	3.0	10.6	4.8	-2.7
20～24歳	4.9	6.0	6.7	3.8	4.5	7.1	6.7	7.0	3.2	5.6	0.8	10.4
25～29歳	5.3	7.4	8.5	5.0	3.5	6.4	5.8	7.6	1.7	5.1	2.7	5.1
30～34歳	5.6	5.8	6.6	4.9	0.7	6.8	5.0	7.2	6.4	7.5	6.4	8.2
35～39歳	4.7	1.8	6.9	5.1	5.2	5.5	3.6	7.0	3.4	-0.8	6.2	-2.7
40～44歳	4.6	7.6	4.3	5.7	3.2	1.7	5.7	4.4	3.6	1.2	3.9	-2.6
45～49歳	7.3	6.3	1.7	11.4	4.6	1.1	5.2	3.4	3.6	5.2	7.9	4.0
50～54歳	6.9	4.5	6.7	9.8	1.6	3.5	5.8	5.6	-2.1	1.2	4.9	-2.0
55～59歳	5.7	14.6	3.0	8.3	3.1	3.1	-2.3	4.7	11.5	-5.3	1.5	9.7
60～64歳	7.9	15.7	7.0	6.1	16.0	6.3	6.6	8.6	11.4	14.8	7.8	4.6

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（1000人以上）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	4.7	9.2	2.8	3.7	12.6	7.6	1.1	2.6	7.5	6.5	3.9	4.5
～19歳	10.0	10.4	8.6	12.3	7.6	7.2	11.6	9.7	14.5	13.5	5.2	2.0
20～24歳	7.7	4.2	6.7	7.1	14.9	12.2	5.3	6.4	8.3	10.3	1.5	3.9
25～29歳	6.9	5.2	6.1	4.9	14.4	12.2	3.6	4.7	11.3	9.1	9.7	13.1
30～34歳	6.1	4.3	4.0	5.2	17.1	11.1	0.6	2.8	10.9	10.4	3.9	0.5
35～39歳	5.8	7.9	4.6	4.8	16.4	8.4	3.6	4.1	7.7	5.4	3.1	7.8
40～44歳	5.5	0.4	1.9	6.5	9.7	7.7	0.7	0.9	7.7	7.5	1.9	8.5
45～49歳	5.5	13.7	3.3	6.4	14.2	4.3	-1.4	4.1	4.2	6.8	5.2	19.8
50～54歳	0.6	2.0	2.2	0.4	14.6	2.7	-3.7	-2.3	6.0	7.9	-0.8	-2.2
55～59歳	6.0	17.3	4.6	6.3	9.3	6.0	1.0	4.5	3.9	-0.2	12.6	-6.1
60～64歳	6.8	27.9	6.9	3.8	5.7	14.1	2.9	7.8	9.7	4.1	4.1	8.7

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（10-99人）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	5.2	5.6	3.9	6.1	3.3	2.0	6.8	4.1	2.2	3.5	3.1	0.1
～19歳	6.2	10.1	10.1	8.6	1.4	2.9	1.9	6.3	5.6	12.1	5.6	-3.2
20～24歳	5.8	5.2	6.6	6.8	3.3	3.3	7.3	5.3	6.2	2.7	2.5	11.6
25～29歳	5.9	4.4	4.7	6.8	3.4	5.8	4.2	2.0	9.4	6.4	6.2	3.1
30～34歳	6.5	-0.8	3.9	8.1	6.7	2.5	7.5	2.9	2.1	2.4	5.9	6.4
35～39歳	3.0	1.1	5.0	4.3	1.9	-0.8	1.2	4.0	3.8	3.3	0.8	-0.9
40～44歳	4.2	0.6	2.5	4.6	2.9	1.4	7.6	5.5	2.7	3.0	1.0	-1.4
45～49歳	5.9	1.6	2.5	7.7	2.6	1.0	14.3	2.5	0.4	0.7	-1.8	-3.4
50～54歳	4.7	3.5	5.3	6.3	4.2	3.8	4.2	1.2	-3.1	-1.4	3.1	-14.2
55～59歳	4.6	7.0	1.5	4.8	3.3	1.8	6.0	4.0	1.7	5.7	2.1	-5.5
60～64歳	6.7	25.4	4.9	5.9	4.0	3.8	9.9	1.2	2.3	9.7	6.9	10.4

（注）都道府県別の所定内給与を労働者数でウェイト付けして財務局管内別に集計。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に財務省作成

【附録】一般労働者の男女間賃金格差（2024年）

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模計（10人以上）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	75.8	78.3	76.3	76.6	77.4	73.3	76.2	76.8	77.1	76.5	75.7	83.4
～19歳	94.0	98.5	93.4	93.3	92.6	95.0	95.1	94.8	95.4	92.0	96.6	100.2
20～24歳	98.5	97.3	96.3	100.0	95.8	97.3	98.2	95.7	96.0	96.7	98.3	100.0
25～29歳	94.0	92.4	91.4	94.9	91.5	92.2	93.7	94.1	91.4	92.5	90.5	91.8
30～34歳	85.9	83.1	84.6	87.2	83.5	81.8	86.1	85.0	84.6	84.0	85.6	91.4
35～39歳	80.7	80.1	79.1	83.1	75.5	78.8	79.8	80.4	79.1	77.3	76.8	86.5
40～44歳	74.8	77.6	77.4	75.8	78.2	71.9	74.2	75.1	76.5	74.5	76.7	82.2
45～49歳	71.6	78.0	72.1	72.7	73.4	68.0	72.5	73.3	75.7	73.3	69.8	82.9
50～54歳	69.0	71.2	68.3	70.3	70.9	66.0	70.0	68.6	72.0	69.1	68.2	75.2
55～59歳	66.2	69.9	66.9	66.8	70.6	63.9	69.3	69.1	67.9	68.9	65.7	73.4
60～64歳	75.4	80.6	74.1	77.9	80.4	72.0	76.7	75.5	84.5	74.5	75.4	80.2

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（100-999人）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	76.3	77.7	77.7	76.9	78.7	74.3	78.6	76.9	76.1	77.5	77.0	86.2
～19歳	96.8	98.0	94.3	95.9	95.7	96.0	100.5	97.4	97.2	96.6	99.0	98.8
20～24歳	97.5	96.6	95.1	98.8	93.7	95.7	98.1	95.4	96.8	98.9	100.6	99.1
25～29歳	93.7	92.2	92.0	94.8	91.3	93.8	92.9	94.7	93.3	94.6	90.7	93.5
30～34歳	87.0	82.0	87.7	88.9	82.3	82.5	87.8	84.5	84.8	88.1	84.8	97.7
35～39歳	83.6	83.8	82.1	85.6	79.6	83.2	84.8	84.4	80.0	79.4	79.6	91.6
40～44歳	77.1	72.4	79.8	77.7	77.2	74.0	80.6	77.8	78.2	76.8	80.6	87.2
45～49歳	72.5	73.5	73.2	73.7	76.9	71.3	73.6	73.2	78.0	75.2	72.5	87.2
50～54歳	69.3	72.8	69.5	70.7	73.3	67.2	70.4	68.8	72.6	69.4	68.3	81.8
55～59歳	66.2	71.5	69.6	66.1	72.8	64.1	71.3	70.0	64.8	67.7	69.0	67.8
60～64歳	75.2	84.8	74.2	76.9	77.1	71.4	82.5	71.4	86.1	73.9	71.5	83.4

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（1000人以上）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	73.5	74.1	70.4	74.8	75.4	71.5	73.3	73.6	73.8	70.7	70.1	74.5
～19歳	93.4	103.4	93.0	94.8	102.0	93.3	91.2	90.8	93.6	95.4	92.9	106.7
20～24歳	99.9	99.7	98.1	101.4	101.7	100.1	99.1	95.3	96.0	97.2	95.3	102.5
25～29歳	94.7	89.7	92.4	94.8	94.7	95.0	94.3	93.0	92.4	91.1	88.8	97.4
30～34歳	85.9	81.9	80.3	86.5	90.7	83.2	87.3	84.3	81.3	77.8	89.6	87.1
35～39歳	79.1	82.3	74.3	82.0	69.9	75.1	75.3	77.4	75.5	71.6	72.7	83.1
40～44歳	71.8	75.8	73.6	73.1	78.7	70.5	68.6	71.9	72.6	69.2	74.2	78.2
45～49歳	69.1	77.1	65.9	70.3	70.9	63.5	71.7	69.7	72.0	66.2	59.0	71.7
50～54歳	65.7	67.3	60.0	67.8	62.6	62.4	66.3	63.7	67.0	62.1	62.2	57.0
55～59歳	62.2	60.2	54.6	65.1	62.2	59.8	63.4	61.8	63.5	61.3	55.5	65.0
60～64歳	74.9	69.9	67.9	80.5	80.1	69.1	75.8	72.6	77.3	67.3	70.3	65.8

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（10-99人）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	78.7	80.5	78.3	79.3	78.3	77.2	77.4	80.3	81.5	80.5	80.4	83.8
～19歳	92.7	96.1	93.6	87.9	84.9	101.2	95.3	97.0	93.1	83.9	95.8	98.0
20～24歳	97.2	95.9	93.6	98.0	94.0	98.5	95.7	97.8	94.8	94.9	99.0	98.0
25～29歳	92.9	94.2	88.3	93.7	92.7	89.7	94.0	95.0	88.9	93.1	94.7	84.8
30～34歳	85.0	84.8	84.4	86.3	83.7	83.2	81.5	87.7	86.8	85.0	83.3	88.6
35～39歳	80.7	74.6	79.4	82.0	76.8	81.6	82.2	79.8	83.1	81.1	79.2	84.0
40～44歳	76.9	82.9	76.2	78.7	78.8	73.8	74.5	75.9	80.1	76.2	74.7	78.3
45～49歳	75.0	80.8	76.0	76.6	73.3	72.3	72.1	78.0	77.7	77.7	78.5	81.1
50～54歳	73.5	71.4	73.0	73.9	74.5	71.3	75.4	73.9	76.0	77.6	75.0	78.9
55～59歳	74.2	74.4	73.8	73.3	76.7	73.4	77.3	74.7	76.8	77.5	75.9	84.5
60～64歳	76.6	84.9	76.7	76.2	80.6	77.4	71.1	82.3	84.8	77.4	83.7	83.7

（注）都道府県別の所定内給与を労働者数でウェイト付けして財務局管内別に集計。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に財務省作成

問い合わせ先

財務省大臣官房総合政策課

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4111 (内線) 2252, 2225

財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>

「中小企業・小規模事業者の
賃金向上推進5か年計画」
の施策パッケージ案

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」 の施策パッケージ案 (目次)

I. 目指すべき方向性	3
II. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁策の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	6
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化と活用促進	8
III. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の策定・実行	8
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	9
(3) 12業種の「省力化投資促進プラン」の概要	9
①飲食業	9
②宿泊業	10
③小売業	11
④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）	11
⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）	12
⑥製造業	13
⑦運輸業	13
⑧建設業	14
⑨医療	15
⑩介護・福祉	15
⑪保育	16
⑫農林水産業	17
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	18
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	18
IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化	20
(2) 経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化	21
(3) 経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング等の支援	21
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	22
(5) 事業承継税制等の検討	22
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と、事業承継の際の解除の促進	22
V. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善	23
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	23
(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング支援	23
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	24
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	24

I. 目指すべき方向性

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で 1 % 程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させる。

この賃上げのノルムの定着のため、「新しい資本主義実行計画」を本年 6 月に改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

特に、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

とりわけ、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの 5 年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を策定し、これを強力に実行する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費転嫁指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間で概ね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の策定・実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴

走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、概ね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけ生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

Ⅱ. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、下請法改正による業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下の通り、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需についての中小企業者の受注に関する法律に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

とりわけ、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者ができる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応にあたっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、概ね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払い、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性をもって可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請けかけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向づけを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、災害協定を締結している場合、随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種をはじめとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事

業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細やかに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管官庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法の改正法の成立を見据え、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

とりわけ、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請 G メン、公正取引委員会による優越 G メンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別の G メン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小受託取引適正化法の実効性をより高めるため、同法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年 5 月には約 7 万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の 8 割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働きかけるとともに生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充する等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小・小規模企業間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で

321 か所)が、企業への監督指導等の機会をとらえ、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小・小規模企業の賃上げの原資の確保に向けた働きかけを実施する。

⑤官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化と活用促進

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

Ⅲ. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなることが見込まれる一方で、未だ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

とりわけ生産性向上の必要が大きい、「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の策定・実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわ

け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業・ビルメンテナンス業）、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、製造業、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細やかに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管官庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージ案の「II. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」及び「IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う、新たなサポート体制を整備することを検討する。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

（３）12業種の「省力化投資促進プラン」の概要

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・

名目値)。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取り組みを促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感がさらに高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接が不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（令和7年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資

への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用し、省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取り組みに関する、わかりやすく、きめ細やかな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組み合わせにより、業界団体に属さない中小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回のべ約4300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業の内、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価

値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細やかな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組み合わせにより、業界団体に属さない中小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働きかけや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械

器具製造業分野21%向上を目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性5%向上を目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等における事業成果や優良事例の周知をする。航空分野では、毎年省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増

進・普及拡大を図る。併せて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い施策の活用促進を図る。

- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（1人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023年度の建設業は2018時間に対し全産業は1956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保はさらに困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主なKPI

2030年までに、概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化（人員配置の柔軟化）を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士がこどもと向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間がとれないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保

育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者幅広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組をさらに促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能をはじめとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体あたりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押し。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化・情報通信基盤の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農

業では、地方公共団体や関係団体等と連携し、全国の普及指導センターに相談窓口を設置する等を行う。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県または漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

ⅴ) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25の都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、さらにその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業

のマッチングを進める。

① 地域の経営人材のマッチング機能の強化

「地域企業経営人材マッチング促進事業」（金融庁・経産省による、地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・「プロフェッショナル人材事業」（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・「先導的人材マッチング事業」（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

② 地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働きかけや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③ 地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④ 人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&A に関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&A に関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A の売り手側の経営者に対する支援策の強化、経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化、経営能力に優れた M&A の買い手へのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&A を積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和 7 年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策のあり方の検討を進める。

（１）M&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売り手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇するケースが多い。こうした売り手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを一つの経営の選択肢とできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証を外さない不適切な買い手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気づきの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度をさらに高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からすると普段の経営で関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施にあたっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化すべきである。また、同センターによる都道府県のエリアを超えたM&Aのマッチングを促進すべきである。

（３）経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑なM&AのためにはM&A前後の事業統合（PMI（Post Merger Integration））が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対するPMIの重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A補助金等の予算措置を活用して効果的なPMIを促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定されたところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策のあり方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と、事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁と金融庁とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣

行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

V. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングや仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働きかけを強化し、そうした業種における現場人材の育成・処遇改善につなげていく。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング支援

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。これも踏まえ、技術トレンドも踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行えるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキル毎のトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体

で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身につけるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係进行分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策について、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担うこどもたちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士等の方々の

処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、さらなる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに見直しを実施する。

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。

EU指令(「適正な最低賃金に関する指令」)

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of **adequacy of statutory minimum wages**. To that end, **they may use** indicative reference values commonly used at international level such as **60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage**, and/or indicative reference values used at national level.

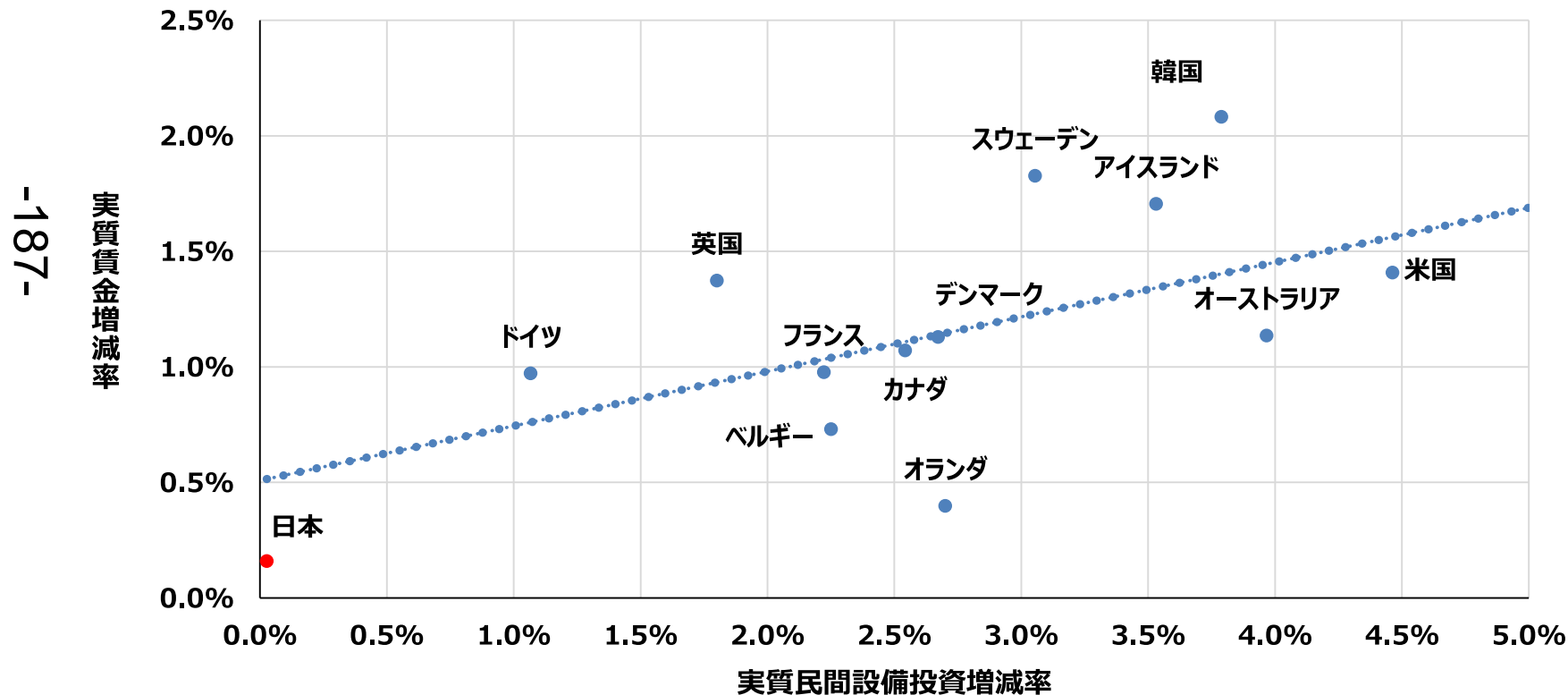
4. 加盟国は、**法定最低賃金の適正性**を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、**加盟国は**、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、**賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%**、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参照値**を使用することができる。**

賃金と民間設備投資の関係

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇に繋がる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 基礎資料」より

賃金と民間設備投資の関係（1991-2021の年平均増減率）



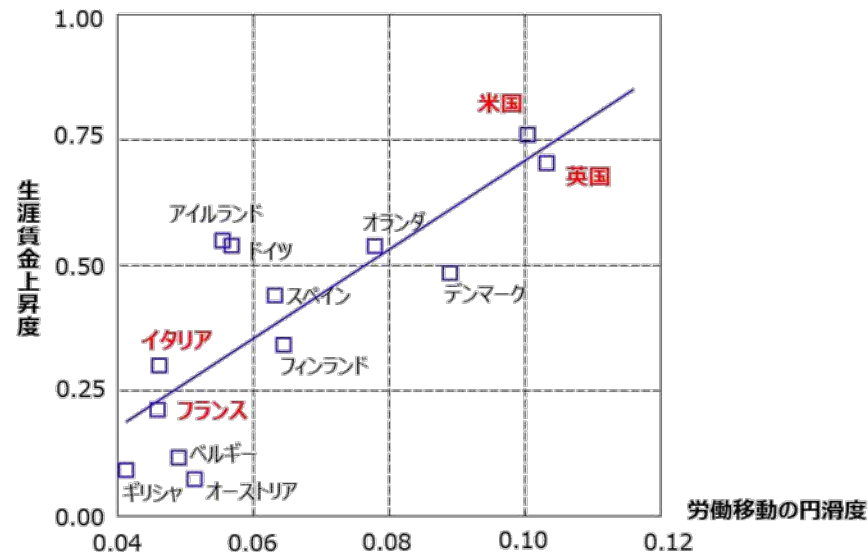
(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。
すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。
(出所) 経済産業省資料（元データはOECD stat）を基に事務局にて作成。

労働移動の円滑度と賃金上昇の関係

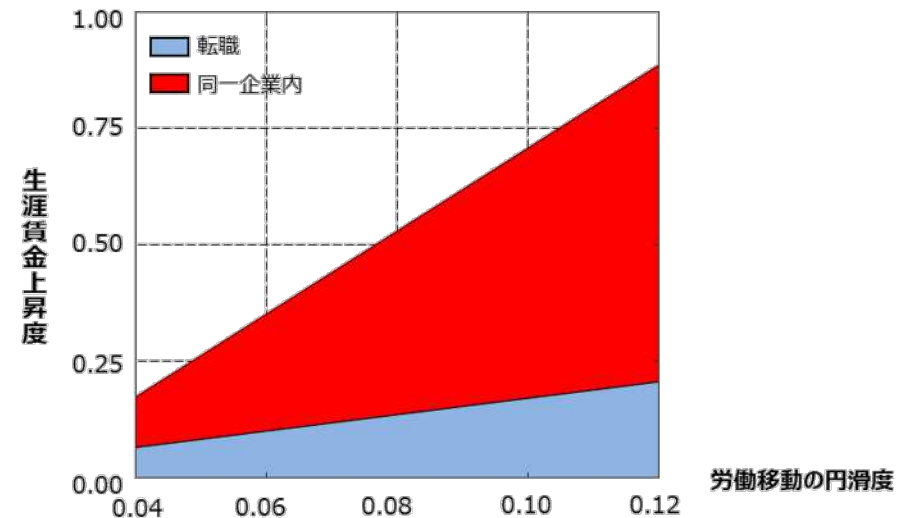
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 基礎資料」より

- 労働移動が円滑である国ほど、生涯における賃金上昇率が高い。
- この生涯賃金上昇度を分解すると、転職に伴う賃金上昇（青色）は4分の1に過ぎず、同一企業内で働く方の賃金上昇（赤色）が4分の3を占める。
- 労働移動が円滑であれば、企業側も雇用している人材をきちんと評価し、エンゲージメント（従業員の企業に対する愛着心や思い入れ）を高める努力を行うようになり、労働移動をしないで働く人の賃金も上昇。

労働移動の円滑度と生涯賃金上昇度



生涯賃金上昇度に関する転職要因と同一企業内要因の分解



(注) 生涯における賃金上昇度は、25歳から54歳までの男性の実質の時給の変化。労働移動の円滑度は、過去1年間に雇用されていた人のうち、過去11ヶ月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。対象国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、英国、米国。1991年から2015年。
同一企業内による賃金上昇分は、生涯の賃金上昇と転職分との差により計算。労働移動の円滑度は、過去1年間に雇用されていた人のうち、過去11ヶ月以内に現在の雇用者の下で働き始めた人の割合。

(出所) Niklas Engbom (2022), Labor Market Fluidity and Human Capital Accumulation. NBER Working Paper Series, Working Paper 29698.
を基に事務局で作成。

あいちの景気動向

-あいちの景気動向指数-

2025年4月分

2025年6月30日(月)
愛知県県民文化局統計課
地域経済グループ
担当 犀川、伴
内線 5752、2357
ダイヤルイン 052-954-6109

この資料の内容は県統計課Webサイトで御覧になれます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/aichitoukei/>

愛知県景気動向指数

景気動向指数(CI)は景気変動の大きさやテンポ(量感)を表す指標です。

景気の現況を示す一致指数は、2か月ぶりに前月を下回りました。

景気の先行きを示す先行指数は、2か月連続で前月を下回りました。

景気の現況に遅れて動く遅行指数は、4か月ぶりに前月を下回りました。

一致指数の基調判断

○景気動向指数(CI一致指数)は、改善を示している。

<CIの動き>

4月のCI(2020年=100)は、先行指数112.1、一致指数125.4、遅行指数113.1となりました。

	単月	3か月後方移動平均	7か月後方移動平均
先行指数	0.3ポイント低下 (2か月連続低下)	1.77ポイント低下 (2か月連続低下)	0.58ポイント低下 (2か月連続低下)
一致指数	0.8ポイント低下 (2か月ぶり低下)	0.67ポイント低下 (6か月ぶり低下)	0.34ポイント上昇 (8か月連続上昇)
遅行指数	1.8ポイント低下 (4か月ぶり低下)	0.53ポイント上昇 (6か月連続上昇)	0.88ポイント上昇 (4か月連続上昇)

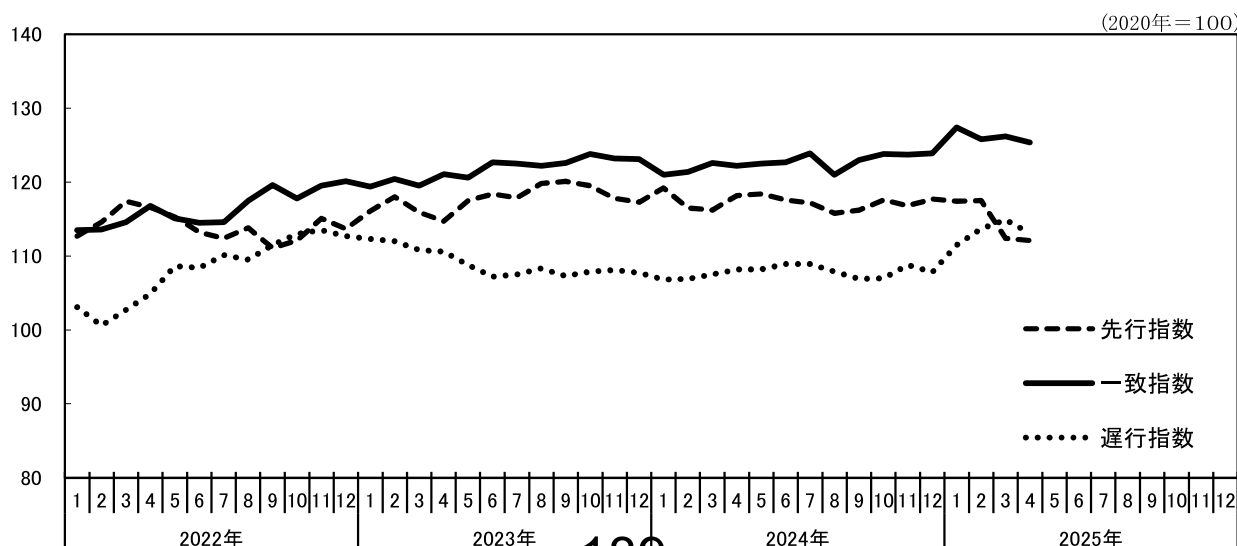
(注)「3か月後方移動平均」は今月値を含む過去(後方)3か月分の平均値であり、足もとの基調の変化をつかみやすいといわれ、「7か月後方移動平均」は今月値を含む過去(後方)7か月分の平均値であり、足もとの基調の変化が定着しつつあることを確認することができるといわれています。

<一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度>

プラスの系列	寄与度	マイナスの系列	寄与度
C4:有効求人倍率(学卒除、パート含)	0.34	C6:人件費比率(製造業)	△ 0.47
C2:投資財生産指数	0.25	C7:輸入通関実績	△ 0.45
C3:所定外労働時間投入度(製造業)	0.07	C1:鉱工業生産指数	△ 0.31
C5:百貨店・スーパー販売額(既存店調整値)	0.03	C8:延べ宿泊者数(従業者数10人以上)	△ 0.18
		C9:電力需要実績(特別高圧)	△ 0.08

(注) 斜体については暫定値である。

<各指数の推移>



愛知県景気動向指数

—2025年4月分—

目次

1. CI関係

(1) CI先行指数の動向	1
(2) CI一致指数の動向	2
(3) CI遅行指数の動向	3
(4) CI時系列グラフ	4
(5) CI時系列表	5
(6) 個別系列の数表	6

2. (参考)DI関係

(参考1) DI方向変化表	7
(参考2) DI時系列グラフ	8
(参考3) DI時系列表	9
(参考4) 累積DIグラフ	10

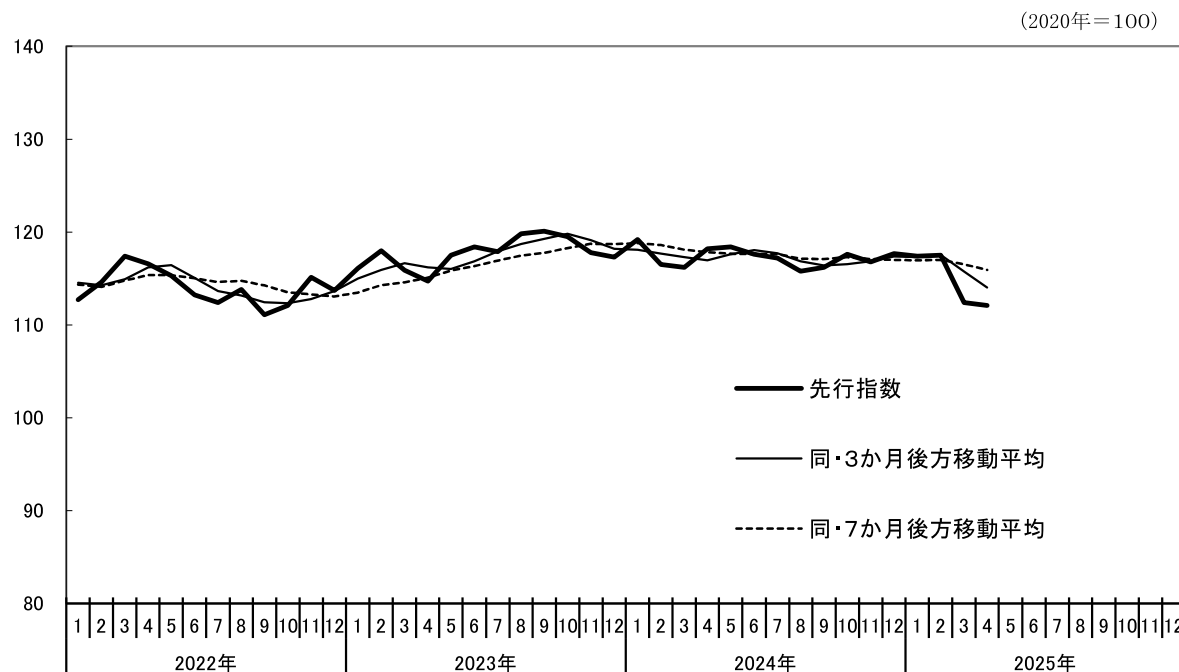
3. 個別系列の概要	11
4. 景気動向指数の利用の手引き	12
5. 愛知県景気動向指数の算出方法の見直しについて	17

(使用上の注意)

- 鉱工業指数の年間補正が行われましたので、CI値及びDI値は、1995年1月に遡って再計算しました。
- 遅行指数については、未公表系列「貸出約定平均金利（新規分）」があったため、その系列を除いて作成しました。
- 速報値を使用した系列「輸入通関実績」及び「延べ宿泊者数」については、確報値が公表された時点で再計算します。

(1) CI先行指数の動向

①先行指数の推移



②先行指数採用系列の寄与度

		2024年		2025年			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
CI先行指数 (Leading Index)		116.8	117.7	117.4	117.5	112.4	112.1
	前月差(ポイント)	△ 0.8	0.9	△ 0.3	0.1	△ 5.1	△ 0.3
L1 鉱工業製品在庫率指数	前月差	2.9	3.6	△ 16.7	3.3	9.5	△ 6.0
	寄与度(逆サイクル)	△ 0.55	△ 0.67	1.43	△ 0.62	△ 1.63	0.90
L2 新設住宅着工床面積	対前月増減率(%)	△ 4.6	18.5	△ 24.6	6.2	58.8	△ 55.3
	寄与度	△ 0.29	1.14	△ 1.86	0.42	1.23	△ 1.51
L3 乗用車新車登録届出台数	対前月増減率(%)	△ 4.1	△ 0.2	13.7	6.3	△ 20.2	14.7
	寄与度	△ 0.53	△ 0.05	1.29	0.70	△ 2.16	1.52
L4 新規求人数(学卒除、パート含)	対前月増減率(%)	△ 0.3	△ 2.8	6.4	2.2	△ 5.1	3.8
	寄与度	△ 0.00	△ 0.34	0.82	0.28	△ 0.68	0.44
L5 貸出月末残高(前年同月比)	前月差	0.6	△ 0.2	△ 0.3	0.3	△ 0.3	0.4
	寄与度	0.67	△ 0.15	△ 0.31	0.36	△ 0.31	0.50
L6 中小企業売上上期見通し(四半期)	前期差	1.4	1.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8	0.9
	寄与度	0.26	0.24	△ 0.46	△ 0.46	△ 0.45	0.12
L7 日経商品指数(42種総合)(前年同月比)	前月差	△ 1.1	1.4	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.1	△ 4.9
	寄与度	△ 0.36	0.44	△ 0.23	△ 0.19	△ 0.40	△ 1.34
L8 東証株価指数(前年同月比)	前月差	△ 3.6	2.1	△ 6.9	△ 4.7	△ 4.6	△ 6.9
	寄与度	△ 0.34	0.19	△ 0.63	△ 0.43	△ 0.43	△ 0.61
L9 景気ウォッチャー先行き判断DI(東海)	前月差	0.7	0.0	△ 2.8	△ 0.7	△ 2.5	△ 3.3
	寄与度	0.17	0.01	△ 0.62	△ 0.18	△ 0.59	△ 0.74
一致指数トレンド成分							
	寄与度	0.14	0.17	0.20	0.22	0.33	0.47
3か月後方移動平均		116.9	117.4	117.3	117.5	115.8	114.0
	前月差(ポイント)	0.34	0.50	△ 0.07	0.23	△ 1.76	△ 1.77
7か月後方移動平均		117.1	117.0	117.0	117.0	116.5	115.9
	前月差(ポイント)	△ 0.20	△ 0.10	△ 0.03	0.04	△ 0.49	△ 0.58

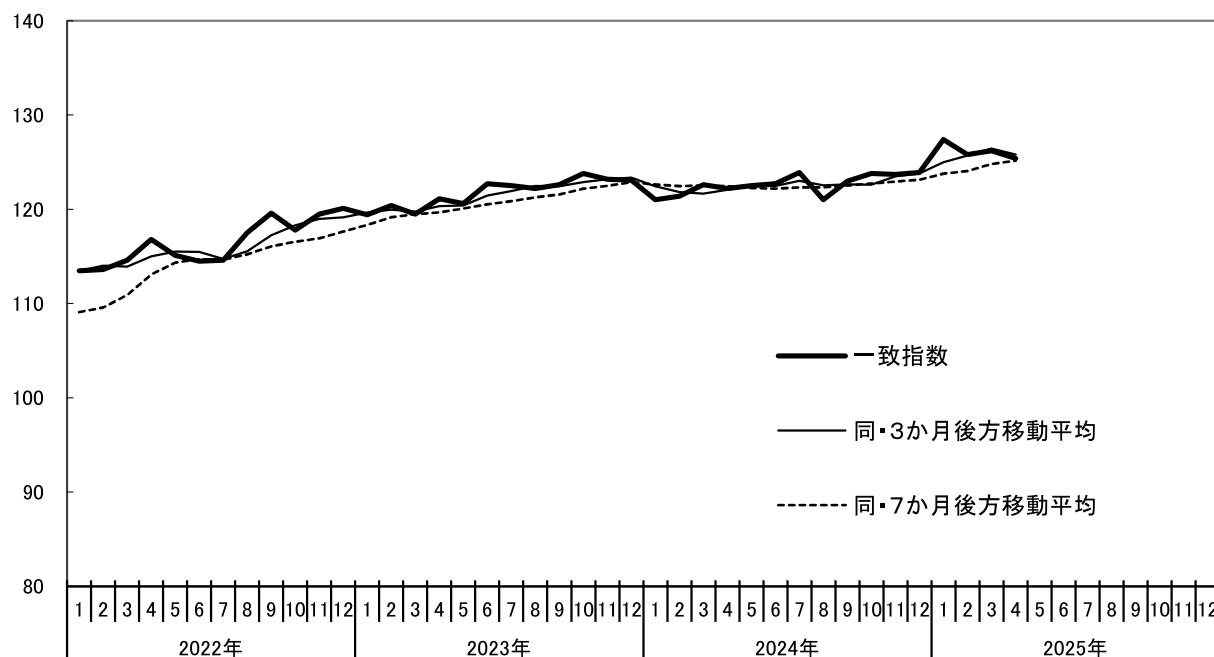
(注) 1 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 鉱工業製品在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 斜体については暫定値である。

(2) CI一致指数の動向

①一致指数の推移

(2020年=100)



②一致指数採用系列の寄与度

		2024年		2025年			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
CI一致指数 (Coincident Index)		123.7	123.9	127.4	125.8	126.2	125.4
	前月差(ポイント)	△ 0.1	0.2	3.5	△ 1.6	0.4	△ 0.8
C1 鉱工業生産指数	対前月増減率(%)	△ 2.9	△ 0.4	6.9	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.4
	寄与度	△ 0.38	△ 0.05	0.83	△ 0.28	△ 0.29	△ 0.31
C2 投資財生産指数	対前月増減率(%)	0.3	0.2	2.2	△ 0.7	△ 3.6	2.4
	寄与度	0.04	0.02	0.22	△ 0.07	△ 0.35	0.25
C3 所定外労働時間投入度(製造業)	対前月増減率(%)	△ 0.1	0.1	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
	寄与度	△ 0.08	0.04	0.20	△ 0.07	0.25	0.07
C4 有効求人倍率(学卒除、パート含)	前月差	0.01	△ 0.01	0.01	0.02	0.03	0.03
	寄与度	0.20	△ 0.04	0.17	0.26	0.36	0.34
C5 百貨店・スーパー販売額 (既存店調整値)(前年同月比)	前月差	6.9	△ 2.2	2.0	△ 2.8	0.5	0.2
	寄与度	0.90	△ 0.29	0.27	△ 0.38	0.07	0.03
C6 人件費比率(製造業)	対前月増減率(%)	2.6	△ 0.6	△ 2.8	1.1	1.3	3.7
	寄与度(逆サイクル)	△ 0.32	0.07	0.35	△ 0.14	△ 0.17	△ 0.47
C7 輸入通関実績	対前月増減率(%)	△ 1.2	4.0	11.3	△ 3.9	△ 2.0	△ 7.3
	寄与度	△ 0.06	0.28	0.74	△ 0.20	△ 0.09	△ 0.45
C8 延べ宿泊者数(従業者数10人以上)	対前月増減率(%)	0.7	0.0	△ 2.3	△ 2.5	3.4	△ 2.7
	寄与度	0.09	0.03	△ 0.18	△ 0.20	0.35	△ 0.18
C9 電力需要実績(特別高圧)	対前月増減率(%)	△ 2.8	0.5	4.8	△ 2.7	1.3	△ 0.4
	寄与度	△ 0.51	0.11	0.88	△ 0.51	0.24	△ 0.08
3か月後方移動平均		123.5	123.8	125.0	125.7	126.5	125.8
	前月差(ポイント)	0.90	0.30	1.20	0.70	0.77	△ 0.67
7か月後方移動平均		122.9	123.1	123.8	124.1	124.8	125.2
	前月差(ポイント)	0.21	0.20	0.67	0.28	0.74	0.34

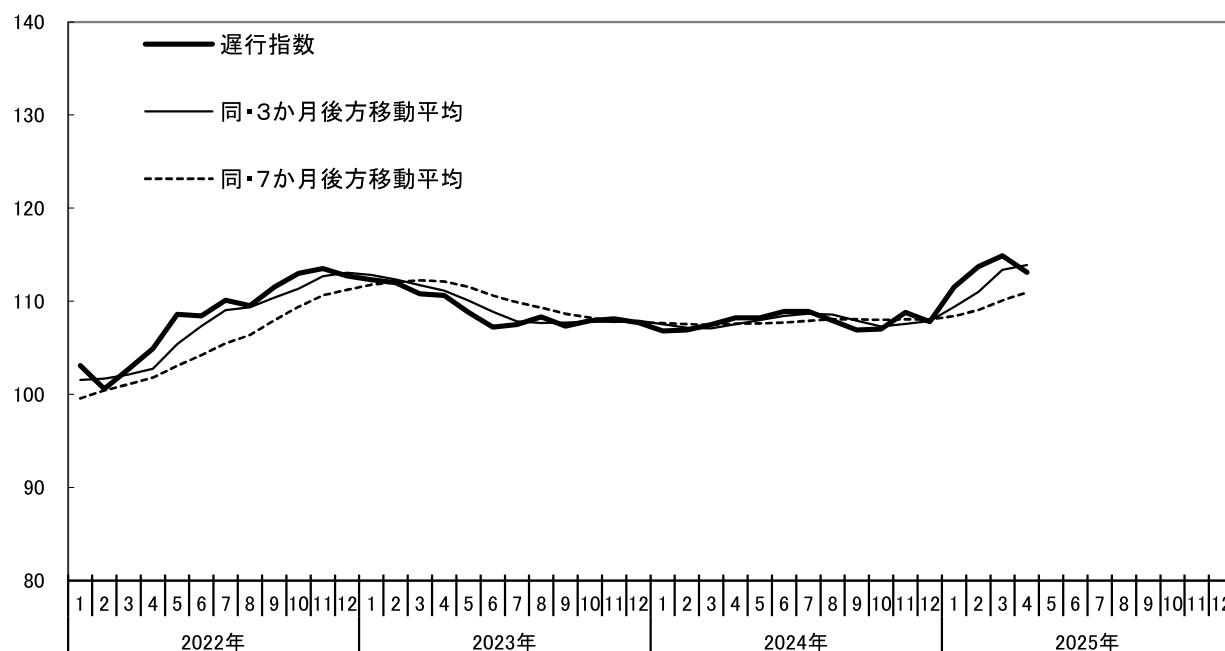
(注) 1 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「C6 人件費比率(製造業)」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月増減率がプラスになれば、CI指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月増減率がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 斜体については暫定値である。

(3) CI遅行指数の動向

①遅行指数の推移

(2020年＝100)



②遅行指数採用系列の寄与度

		2024年		2025年			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
CI遅行指数 (Lagging Index)		108.8	107.8	111.5	113.7	114.9	113.1
	前月差(ポイント)	1.8	△ 1.0	3.7	2.2	1.2	△ 1.8
Lg1 普通営業倉庫保管残高	対前月増減率(%)	△ 1.1	2.7	△ 1.4	△ 0.3	1.3	△ 0.8
	寄与度	△ 0.43	0.96	△ 0.54	△ 0.13	0.48	△ 0.40
Lg2 常用雇用指数(製造業)(前年同月比)	前月差	△ 0.0	△ 0.8	1.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1
	寄与度	△ 0.00	△ 1.06	1.53	0.01	0.18	△ 0.21
Lg3 雇用保険受給者実人員	対前月増減率(%)	1.2	1.3	△ 0.7	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.3
	寄与度(逆サイクル)	△ 0.34	△ 0.39	0.28	0.69	0.24	0.60
Lg4 名古屋市家計消費支出(前年同月比)	前月差	26.3	△ 15.0	2.7	63.6	△ 17.4	△ 19.5
	寄与度	1.47	△ 0.87	0.15	2.15	△ 1.09	△ 1.42
Lg5 名古屋市消費者物価指数(前年同月比)	前月差	0.7	1.2	0.3	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.4
	寄与度	0.91	0.92	0.33	△ 0.98	△ 0.40	△ 0.82
Lg6 貸出約定平均金利(新規分)(前年同月比)	前月差	0.9	△ 6.1	16.4	3.0	13.2	
	寄与度	0.04	△ 0.75	1.80	0.28	1.47	
一致指数トレンド成分							
	寄与度	0.12	0.15	0.19	0.21	0.33	0.48
3か月後方移動平均		107.6	107.9	109.4	111.0	113.4	113.9
	前月差(ポイント)	0.30	0.30	1.50	1.63	2.37	0.53
7か月後方移動平均		108.1	108.0	108.4	109.1	110.1	111.0
	前月差(ポイント)	0.09	△ 0.06	0.37	0.69	1.00	0.88

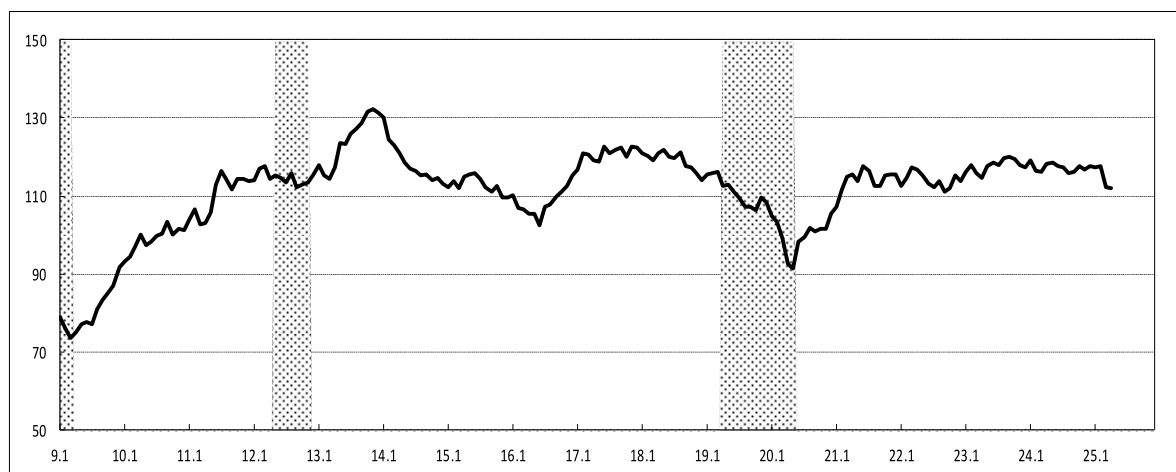
(注) 1 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「Lg3 雇用保険受給者実人員」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月増減率がプラスになれば、CI指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月増減率がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 斜体については暫定値である。

(4) C I 時系列グラフ

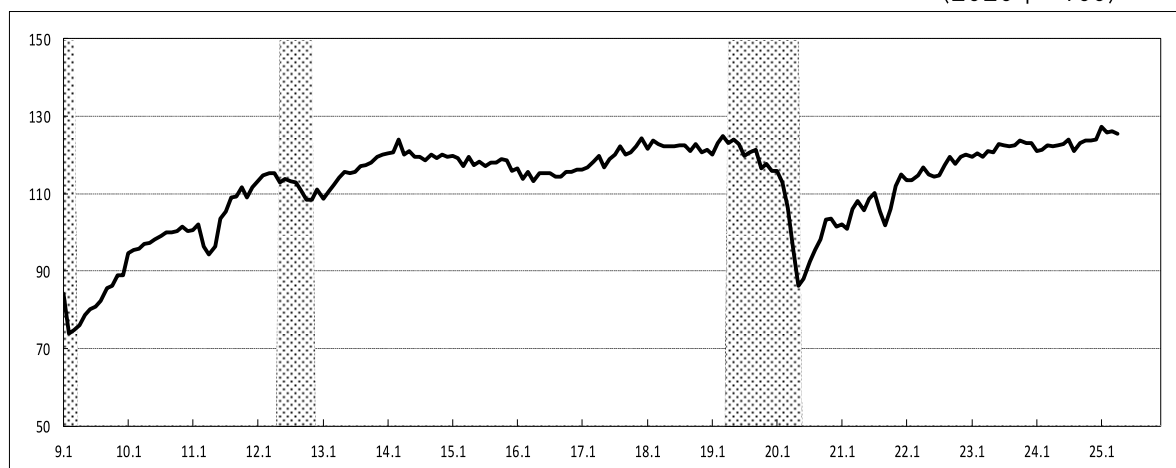
1 先行指数

(2020年=100)



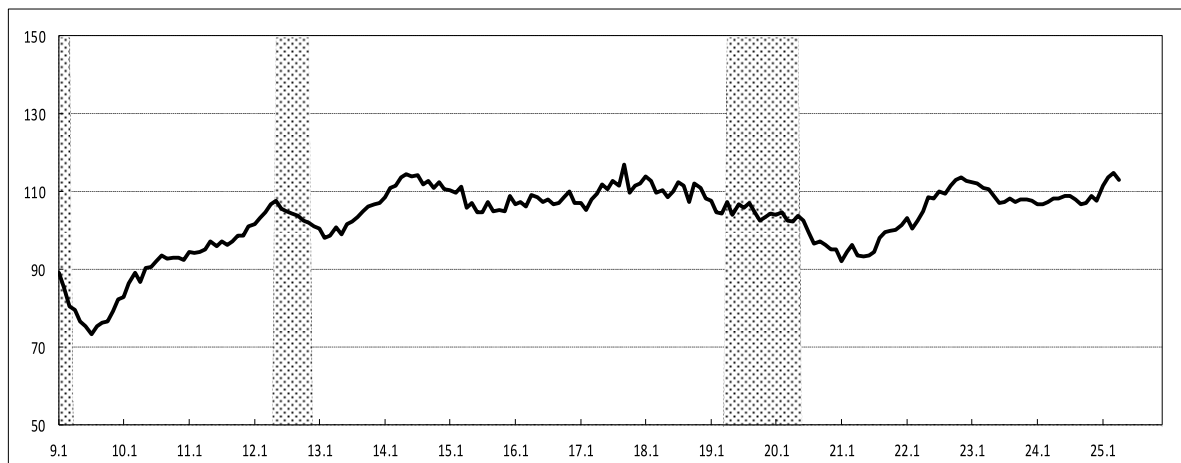
2 一致指数

(2020年=100)



3 遅行指数

(2020年=100)



(注) シャドー部分は景気後退期を示す。

(5) C I 時 系 列 表

1 先 行 指 数

(2020年=100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	78.8	76.0	73.6	74.9	77.2	77.7	77.2	80.9	83.5	85.1	87.0	91.6
2010年	93.2	94.5	97.2	100.0	97.3	98.4	99.7	100.3	103.4	100.0	101.5	101.2
2011年	104.0	106.7	102.6	102.9	105.7	112.8	116.5	114.1	111.8	114.3	114.4	113.6
2012年	114.0	116.9	117.6	114.2	115.3	114.6	113.5	115.7	112.4	113.0	113.5	115.4
2013年	118.0	115.3	114.4	117.2	123.7	123.3	126.0	127.1	128.5	131.7	132.3	131.4
2014年	130.1	124.4	123.1	121.0	118.5	117.0	116.5	115.3	115.4	113.9	114.6	113.1
2015年	112.4	113.6	111.9	114.9	115.4	115.7	114.3	112.2	111.1	112.6	109.5	109.7
2016年	110.1	106.8	106.7	105.5	105.4	102.5	107.2	107.8	109.9	111.0	112.7	115.1
2017年	116.6	120.8	120.5	119.1	118.8	122.8	120.9	121.9	122.5	119.9	122.7	122.4
2018年	120.9	120.2	119.1	121.0	121.8	120.0	119.6	121.1	117.5	117.3	115.9	113.9
2019年	115.4	115.8	116.1	112.5	112.8	111.2	109.7	107.3	107.3	106.4	109.5	108.4
2020年	104.9	103.4	99.2	92.7	91.3	98.3	99.4	101.7	100.9	101.5	101.4	105.3
2021年	107.1	111.8	115.0	115.5	113.6	117.5	116.4	112.6	112.6	115.2	115.5	115.4
2022年	112.7	114.6	117.4	116.6	115.3	113.2	112.4	113.8	111.1	112.1	115.1	113.7
2023年	116.1	118.0	115.9	114.7	117.5	118.4	117.9	119.8	120.1	119.5	117.8	117.3
2024年	119.2	116.5	116.2	118.2	118.4	117.6	117.2	115.8	116.2	117.6	116.8	117.7
2025年	117.4	117.5	112.4	112.1								

2 一 致 指 数

(2020年=100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	84.0	73.9	74.7	75.9	78.8	80.3	80.9	82.2	85.5	86.2	88.8	88.9
2010年	94.6	95.5	95.8	97.1	97.3	98.1	99.1	99.9	100.1	100.3	101.5	100.2
2011年	100.6	102.2	96.4	94.4	96.4	103.5	105.5	109.1	109.2	111.7	109.0	111.7
2012年	113.3	114.8	115.2	115.2	112.8	113.9	113.3	112.9	110.9	108.3	108.5	111.1
2013年	108.6	110.5	112.3	114.2	115.6	115.4	115.7	117.1	117.5	118.0	119.4	120.0
2014年	120.4	120.8	124.0	120.0	121.1	119.5	119.6	118.5	120.2	119.1	120.0	119.4
2015年	119.9	119.1	117.0	119.4	117.4	118.2	117.1	117.9	118.1	118.8	118.5	116.0
2016年	116.6	113.8	115.7	113.2	115.2	115.4	115.3	114.4	114.3	115.6	115.6	116.1
2017年	116.3	116.9	118.2	119.7	116.9	118.9	120.0	122.1	120.2	120.8	122.2	124.3
2018年	121.5	123.8	122.7	122.1	122.3	122.3	122.6	122.4	121.0	122.8	120.6	121.2
2019年	120.1	123.1	124.9	123.0	124.0	122.9	119.9	120.6	121.2	116.5	117.6	115.8
2020年	115.8	113.0	106.4	96.2	86.1	88.1	92.5	95.5	98.2	103.2	103.5	101.5
2021年	102.0	101.0	105.9	108.0	105.7	108.6	110.1	105.3	101.7	106.1	112.1	114.9
2022年	113.5	113.6	114.6	116.8	115.1	114.5	114.6	117.5	119.6	117.8	119.5	120.1
2023年	119.4	120.4	119.5	121.1	120.6	122.7	122.5	122.2	122.6	123.8	123.2	123.1
2024年	121.0	121.4	122.6	122.2	122.5	122.7	123.9	121.0	123.0	123.8	123.7	123.9
2025年	127.4	125.8	126.2	125.4								

3 遅 行 指 数

(2020年=100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	89.1	85.2	80.6	79.6	76.7	75.5	73.4	75.5	76.2	76.7	79.4	82.3
2010年	82.9	86.4	89.0	86.6	90.2	90.6	92.0	93.5	92.6	93.1	92.9	92.4
2011年	94.5	94.1	94.4	95.1	97.3	95.9	97.3	96.3	97.2	98.6	98.6	101.0
2012年	101.8	103.3	104.8	106.7	107.7	105.5	104.9	104.5	103.8	102.5	101.9	101.1
2013年	100.4	98.1	98.8	100.8	98.9	101.7	102.2	103.4	105.1	106.3	106.8	107.2
2014年	108.7	111.0	111.4	113.6	114.4	113.9	114.2	111.8	112.7	110.8	112.3	110.5
2015年	110.4	109.6	111.1	106.0	107.1	104.8	104.8	107.3	105.0	105.3	105.0	108.8
2016年	106.7	107.3	106.2	109.2	108.5	107.3	107.9	106.9	107.2	108.6	109.9	107.2
2017年	107.1	105.2	108.1	109.4	111.8	110.7	112.7	111.5	116.8	109.6	111.5	112.0
2018年	113.9	112.6	109.8	110.4	108.6	110.1	112.5	111.6	107.5	112.1	110.8	108.3
2019年	107.8	104.6	104.4	107.4	104.0	106.7	106.0	107.1	104.7	102.7	103.4	104.3
2020年	104.2	104.6	102.7	102.4	103.8	102.7	99.6	96.6	97.2	96.3	95.0	95.0
2021年	92.2	94.5	96.2	93.7	93.3	93.5	94.5	98.2	99.7	99.9	100.3	101.3
2022年	103.1	100.6	102.7	104.9	108.6	108.4	110.1	109.5	111.5	113.0	113.5	112.7
2023年	112.3	112.0	110.8	110.6	108.8	107.2	107.5	108.3	107.3	107.9	108.1	107.7
2024年	106.8	106.9	107.5	108.2	108.2	108.9	108.9	107.9	106.9	107.0	108.8	107.8
2025年	111.5	113.7	114.9	113.1								

(6) 個別系列の数表

	先行系列							
系列名	鉱工業製品 在庫率指数 逆サイクル (季調値)	新設住宅 着 工 床 面 積 (季調値)	乗 用 車 新車登録 届出台数 (季調値)	新 規 求人数 (学卒除、 パート含)	貸出月末 残 高 (前年比)	中小企業 売 上 来期見通し (季調値)	日経商品 指 数 (42種総合) (前年比)	東証株価 指 数 (前年比)
年 月	(2020年=100)	(1000㎡)	(台)	(季調,人)	(%)	(%)	(%)	(%)
2024. 4	100.7	375	23,848	44,697	2.9	△ 16.6	6.6	34.3
5	95.8	327	25,294	44,357	3.2		8.4	28.9
6	104.9	365	25,617	43,622	3.4		7.4	22.3
7	100.0	369	25,750	43,585	3.2	△ 21.9	4.3	25.1
8	99.3	359	24,611	43,959	3.6		3.2	13.7
9	95.2	378	25,935	43,183	3.1		4.0	10.5
10	91.9	370	25,041	43,200	3.5	△ 17.7	4.1	18.2
11	94.8	353	24,014	43,082	4.1		3.0	14.6
12	98.4	418	23,963	41,887	3.9		4.4	16.7
2025. 1	81.7	315	27,257	44,578	3.6	△ 23.2	3.7	9.8
2	85.0	335	28,987	45,554	3.9		3.2	5.1
3	94.5	531	23,133	43,215	3.6		2.1	0.5
4	88.5	237	26,524	44,864	4.0	△ 20.4	△ 2.8	△ 6.4

	一 致 系 列								
系列名	人件費					輸 入 通関実績 (季調値)	延 べ 宿泊者数 (従業者数 10人以上) (季調、人泊)	電 力 需要実績 (特別高圧) (季調値) (1,000kWh)	
	比 率 逆サイクル (製造業)	常 用 雇用指数 (季調値)	きまって支給する 給与指数 (季調値)	製造工業 生産指数 (季調値)	工業製品 企業物価 (季調値)				
年 月	(2020年=100)	(2020年=100)	(2020年=100)	(2020年=100)	(2020年=100)	(百万円)			
2024. 4 5 6 7 8 9 10 11 12	76.8	95.0	107.4	106.5	121.6	873,230	1,640,069	1,667,540	
	74.3	95.1	109.4	111.9	122.0	810,669	1,612,556	1,684,331	
	75.3	95.0	108.6	109.2	122.2	832,597	1,635,163	1,625,677	
	73.6	95.0	108.8	111.6	122.5	867,800	1,646,877	1,746,542	
	79.3	94.8	108.4	103.3	122.2	831,153	1,747,486	1,620,405	
	75.1	94.8	108.2	108.6	122.5	845,761	1,684,440	1,675,120	
	72.6	94.7	108.6	112.4	122.8	844,192	1,698,788	1,656,820	
	74.5	94.8	108.3	109.1	122.9	833,880	1,711,094	1,610,904	
	74.1	94.3	107.8	108.7	123.0	867,402	1,711,547	1,619,742	
	2025. 1 2 3 4	72.0	95.2	111.4	116.2	123.5	965,488	1,672,914	1,697,795
		72.8	95.2	110.6	113.7	124.0	928,220	1,631,234	1,651,811
		73.7	95.1	110.0	111.2	124.4	909,733	1,686,195	1,673,757
76.4		94.8	111.6	108.5	124.3	843,680	1,640,069	1,667,540	

	先行系列	一 致 系 列						
系列名	景 気 ウォッチャー 先行き判断DI (東海)	鉱 工 業 生産指数 (季調値)	投 資 財 生産指数 (季調値)	所定外労働 時間投入度 (製造業)	総実労働 時 間 数 (季調値)	所 定 内 労働時間数 (季調値)	有 効 求人倍率 (学卒除、 パート含)	百貨店・ スーパー 販売額 (既存店調整値)
年 月	(季調値)	(2020年=100)	(2020年=100)	(2020年=100)	(時間)	(時間)	(季調値)	(前年比,%)
2024. 4	48.1	106.5	114.0	100.2	159.5	142.1	1.31	2.5
5	43.9	111.9	118.4	99.0	163.4	147.3	1.30	4.1
6	47.3	109.2	117.5	99.9	161.7	144.5	1.27	8.6
7	47.1	111.6	118.9	100.0	162.3	144.9	1.26	1.2
8	49.2	103.3	109.6	99.9	160.7	143.5	1.26	5.5
9	48.8	108.6	116.6	100.2	160.1	142.6	1.25	1.3
10	48.0	112.4	119.7	100.2	162.0	144.3	1.26	△ 1.8
11	48.7	109.1	120.1	100.2	160.7	143.2	1.27	5.1
12	48.7	108.7	120.3	100.2	159.2	141.8	1.26	2.9
2025. 1	45.9	116.2	123.0	100.5	166.2	147.7	1.27	4.9
2	45.2	113.7	122.1	100.4	162.3	144.3	1.29	2.1
3	42.7	111.2	117.7	100.7	157.3	139.4	1.32	2.6
4	39.4	108.5	120.5	100.8	155.2	137.4	1.35	2.8

	選 行 系 列					
系列名	普 通 営業倉庫 保管残高 (季調値)	常 用 雇用指数 (製造業)	雇用保険 受 給 者 実 人 員 逆サイクル	名古屋市 家 計 消 費 支 出 (前年比)	名古屋市 消 費 者 物価指数 (前年比)	貸出約定 平均金利 (新規分)
年 月	(十トン)	(%)	(季調,人)	(%)	(%)	(前年比)
2024. 4	286,530	△ 0.4	24,628	3.8	2.9	8.1
5	280,478	△ 0.2	24,675	3.2	3.0	12.8
6	285,061	△ 0.1	24,696	4.8	3.4	7.4
7	285,544	△ 0.2	25,268	15.8	3.5	8.0
8	277,544	△ 0.6	24,582	14.2	3.8	2.5
9	278,719	△ 0.6	24,706	△ 2.3	3.2	9.6
10	276,362	△ 0.5	24,705	△ 15.2	2.9	23.6
11	273,322	△ 0.5	24,991	11.1	3.6	24.5
12	280,674	△ 1.3	25,307	△ 3.9	4.8	18.4
2025. 1	276,733	△ 0.2	25,135	△ 1.2	5.1	34.8
2	275,889	△ 0.2	24,668	62.4	4.5	37.8
3	279,595	△ 0.1	24,504	45.0	4.3	51.0
4	277,406	△ 0.2	24,184	25.5	3.9	

(注) 1 斜体については暫定値である（先行指数の採用系列「中小企業売上来期見通し」は直近2期平均、一致指数の採用系列「延べ宿泊者数」及び「電力需要実績」は前年同月値、選行指数の採用系列「普通営業倉庫保管残高」は直近3か月平均により算出）。

2 季節調整は、米国商務省センサス局で開発されたX-12ARIMAにより行った。

3 先行指数の採用系列「中小企業売上来期見通し」は四半期毎に公表される。

(参考 1)

D I 方 向 変 化 表

	系 列 名	2023年			2024年												2025年			
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
先行系列	1 鉱工業製品在庫率指数※	+	—	—	+	—	+	—	+	+	+	—	+	+	+	—	+	+	+	—
	2 新設住宅着工床面積	—	—	—	+	+	+	—	—	—	—	+	+	+	—	+	—	—	+	—
	3 乗用車新車登録届出台数	—	—	+	—	—	—	+	+	+	+	—	+	—	—	—	+	+	—	—
	4 新規求人数(学卒除、パート含)	—	—	+	—	+	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	+	+	+
	5 貸出月末残高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	+	—	+	+	+	+	—	—	+
	6 中小企業売上来期見通し	+	+	+	—	—	—	+	+	+	—	—	—	+	+	+	—	—	—	+
	7 日経商品指数(42種総合)	+	—	—	—	—	+	+	+	+	—	—	—	—	—	+	—	+	—	—
	8 東証株価指数	+	+	—	+	+	+	+	—	—	—	—	—	—	+	+	—	—	—	—
	9 景気ウォッチャー先行き判断DI(東海)	—	—	—	—	+	+	—	—	—	—	+	+	+	—	—	—	—	—	—
	先 行 D I (%)	44.4	22.2	33.3	33.3	44.4	55.6	44.4	44.4	44.4	33.3	33.3	44.4	55.6	44.4	55.6	44.4	44.4	33.3	33.3
一致系列	1 鉱工業生産指数	+	+	+	—	—	—	—	+	—	+	—	—	+	+	+	+	+	+	—
	2 投資財生産指数	—	—	+	—	—	—	—	+	+	+	—	—	+	+	+	+	+	—	—
	3 所定外労働時間投入度(製造業)	—	—	—	—	—	+	—	—	—	—	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	4 有効求人倍率(学卒除、パート含)	—	—	—	—	—	○	+	+	—	—	—	—	○	+	+	+	+	+	+
	5 百貨店・スーパー販売額(既存店調整値)	—	—	—	+	+	+	—	—	+	—	+	—	—	—	+	+	—	—	—
	6 人件費比率(製造業)※	+	+	+	—	—	—	—	+	—	+	—	+	+	+	+	+	+	+	—
	7 輸入通関実績	+	+	+	—	—	—	+	—	+	—	+	+	—	+	+	+	+	+	—
	8 延べ宿泊者数(従業者数10人以上)	+	+	—	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	—	+	—	—	—	—
	9 電力需要実績(特別高圧)	+	+	—	—	—	+	+	+	—	+	—	+	—	—	—	+	+	+	—
	一 致 D I (%)	55.6	55.6	44.4	22.2	22.2	50.0	44.4	66.7	44.4	55.6	44.4	55.6	61.1	66.7	88.9	88.9	77.8	66.7	22.2
遅行系列	1 普通営業倉庫保管残高	+	+	—	—	—	—	+	—	+	—	—	—	—	—	+	+	+	—	+
	2 常用雇用指数	+	+	+	+	+	—	—	—	+	+	—	—	—	+	—	+	+	+	+
	3 雇用保険受給者実人員※	—	+	—	+	—	—	—	—	—	—	+	—	+	—	—	—	+	+	+
	4 家計消費支出	+	—	+	—	+	+	+	+	—	+	+	—	—	—	—	+	+	+	+
	5 消費者物価指数	—	—	—	—	+	+	+	○	+	+	+	—	—	—	+	+	+	—	—
	6 貸出約定平均金利(新規分)	—	—	+	+	—	—	+	+	+	—	—	+	+	+	+	+	+	+	
	遅 行 D I (%)	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	33.3	66.7	41.7	66.7	50.0	50.0	16.7	33.3	33.3	50.0	83.3	100.0	66.7	80.0

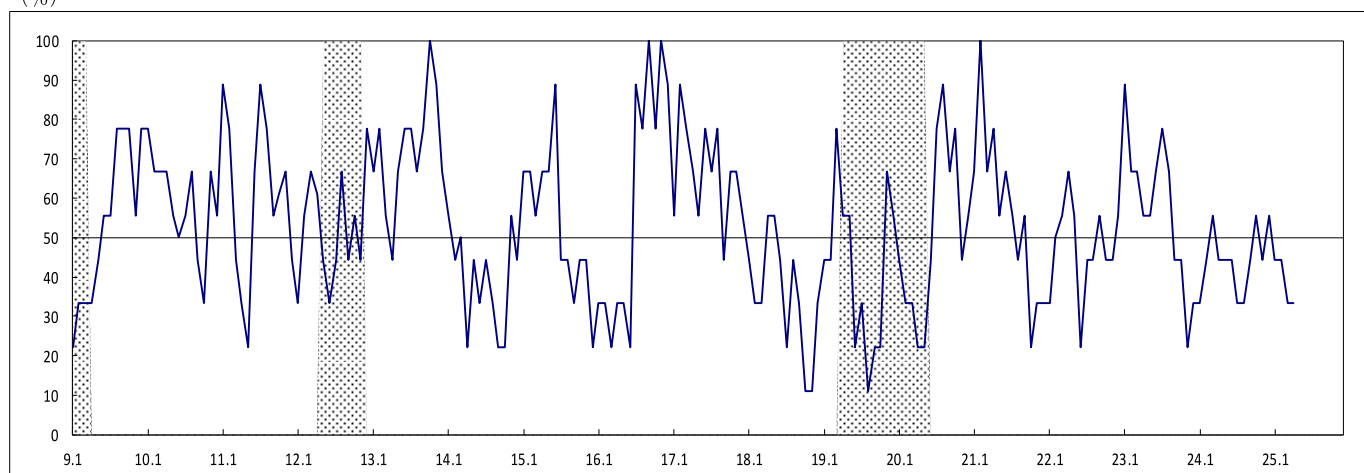
(注) 1 3か月前と比較して増加した時は＋、保合いの時は○、減少した時は－をつける。

2 ※は逆サイクルを示し、増加した時は－、減少した時は＋をつける。

(参考2) D I 時系列グラフ

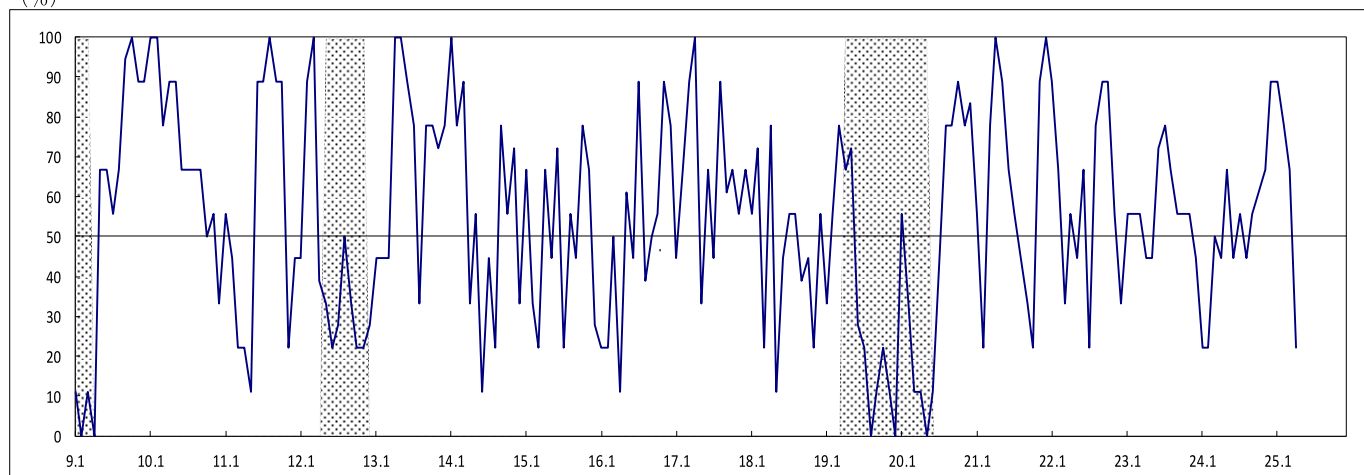
1 先行指数

(%)



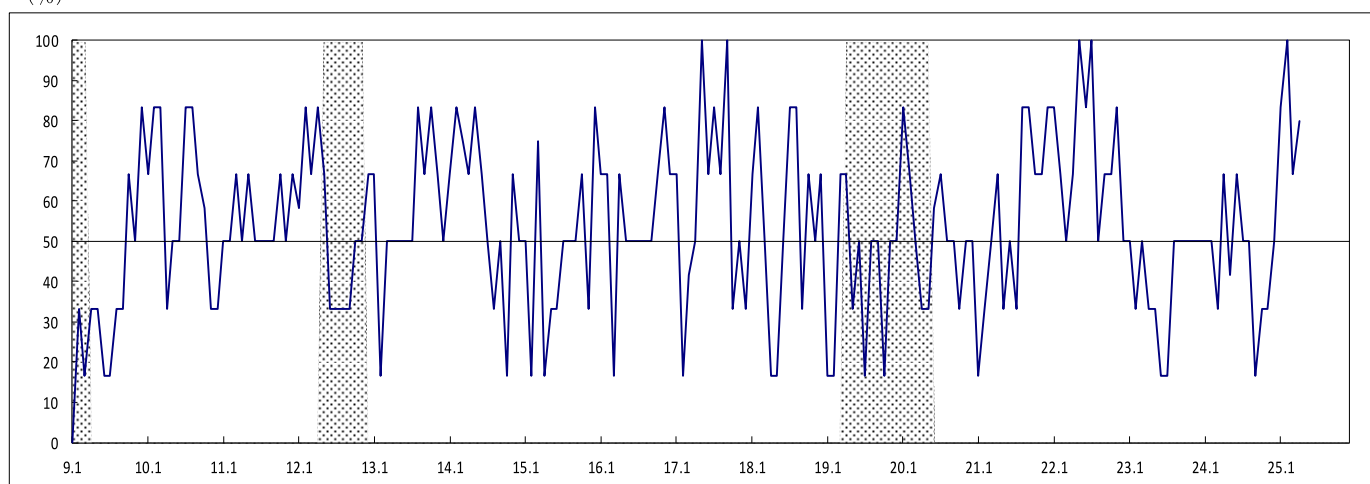
2 一致指数

(%)



3 遅行指数

(%)



(注) シャドー部分は景気後退期を示す。

(参考3) D I 時 系 列 表

1 先 行 指 数

(%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	22.2	33.3	33.3	33.3	44.4	55.6	55.6	77.8	77.8	77.8	55.6	77.8
2010年	77.8	66.7	66.7	66.7	55.6	50.0	55.6	66.7	44.4	33.3	66.7	55.6
2011年	88.9	77.8	44.4	33.3	22.2	66.7	88.9	77.8	55.6	61.1	66.7	44.4
2012年	33.3	55.6	66.7	61.1	44.4	33.3	44.4	66.7	44.4	55.6	44.4	77.8
2013年	66.7	77.8	55.6	44.4	66.7	77.8	77.8	66.7	77.8	100.0	88.9	66.7
2014年	55.6	44.4	50.0	22.2	44.4	33.3	44.4	33.3	22.2	22.2	55.6	44.4
2015年	66.7	66.7	55.6	66.7	66.7	88.9	44.4	44.4	33.3	44.4	44.4	22.2
2016年	33.3	33.3	22.2	33.3	33.3	22.2	88.9	77.8	100.0	77.8	100.0	88.9
2017年	55.6	88.9	77.8	66.7	55.6	77.8	66.7	77.8	44.4	66.7	66.7	55.6
2018年	44.4	33.3	33.3	55.6	55.6	44.4	22.2	44.4	33.3	11.1	11.1	33.3
2019年	44.4	44.4	77.8	55.6	55.6	22.2	33.3	11.1	22.2	22.2	66.7	55.6
2020年	44.4	33.3	33.3	22.2	22.2	44.4	77.8	88.9	66.7	77.8	44.4	55.6
2021年	66.7	100.0	66.7	77.8	55.6	66.7	55.6	44.4	55.6	22.2	33.3	33.3
2022年	33.3	50.0	55.6	66.7	55.6	22.2	44.4	44.4	55.6	44.4	44.4	55.6
2023年	88.9	66.7	66.7	55.6	55.6	66.7	77.8	66.7	44.4	44.4	22.2	33.3
2024年	33.3	44.4	55.6	44.4	44.4	44.4	33.3	33.3	44.4	55.6	44.4	55.6
2025年	44.4	44.4	33.3	33.3								

2 一 致 指 数

(%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	11.1	0.0	11.1	0.0	66.7	66.7	55.6	66.7	94.4	100.0	88.9	88.9
2010年	100.0	100.0	77.8	88.9	88.9	66.7	66.7	66.7	66.7	50.0	55.6	33.3
2011年	55.6	44.4	22.2	22.2	11.1	88.9	88.9	100.0	88.9	88.9	22.2	44.4
2012年	44.4	88.9	100.0	38.9	33.3	22.2	27.8	50.0	33.3	22.2	22.2	27.8
2013年	44.4	44.4	44.4	100.0	100.0	88.9	77.8	33.3	77.8	77.8	72.2	77.8
2014年	100.0	77.8	88.9	33.3	55.6	11.1	44.4	22.2	77.8	55.6	72.2	33.3
2015年	66.7	33.3	22.2	66.7	44.4	72.2	22.2	55.6	44.4	77.8	66.7	27.8
2016年	22.2	22.2	50.0	11.1	61.1	44.4	88.9	38.9	50.0	55.6	88.9	77.8
2017年	44.4	66.7	88.9	100.0	33.3	66.7	44.4	88.9	61.1	66.7	55.6	66.7
2018年	55.6	72.2	22.2	77.8	11.1	44.4	55.6	55.6	38.9	44.4	22.2	55.6
2019年	33.3	55.6	77.8	66.7	72.2	27.8	22.2	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0
2020年	55.6	33.3	11.1	11.1	0.0	11.1	44.4	77.8	77.8	88.9	77.8	83.3
2021年	55.6	22.2	77.8	100.0	88.9	66.7	55.6	44.4	33.3	22.2	88.9	100.0
2022年	88.9	66.7	33.3	55.6	44.4	66.7	22.2	77.8	88.9	88.9	55.6	33.3
2023年	55.6	55.6	55.6	44.4	44.4	72.2	77.8	66.7	55.6	55.6	55.6	44.4
2024年	22.2	22.2	50.0	44.4	66.7	44.4	55.6	44.4	55.6	61.1	66.7	88.9
2025年	88.9	77.8	66.7	22.2								

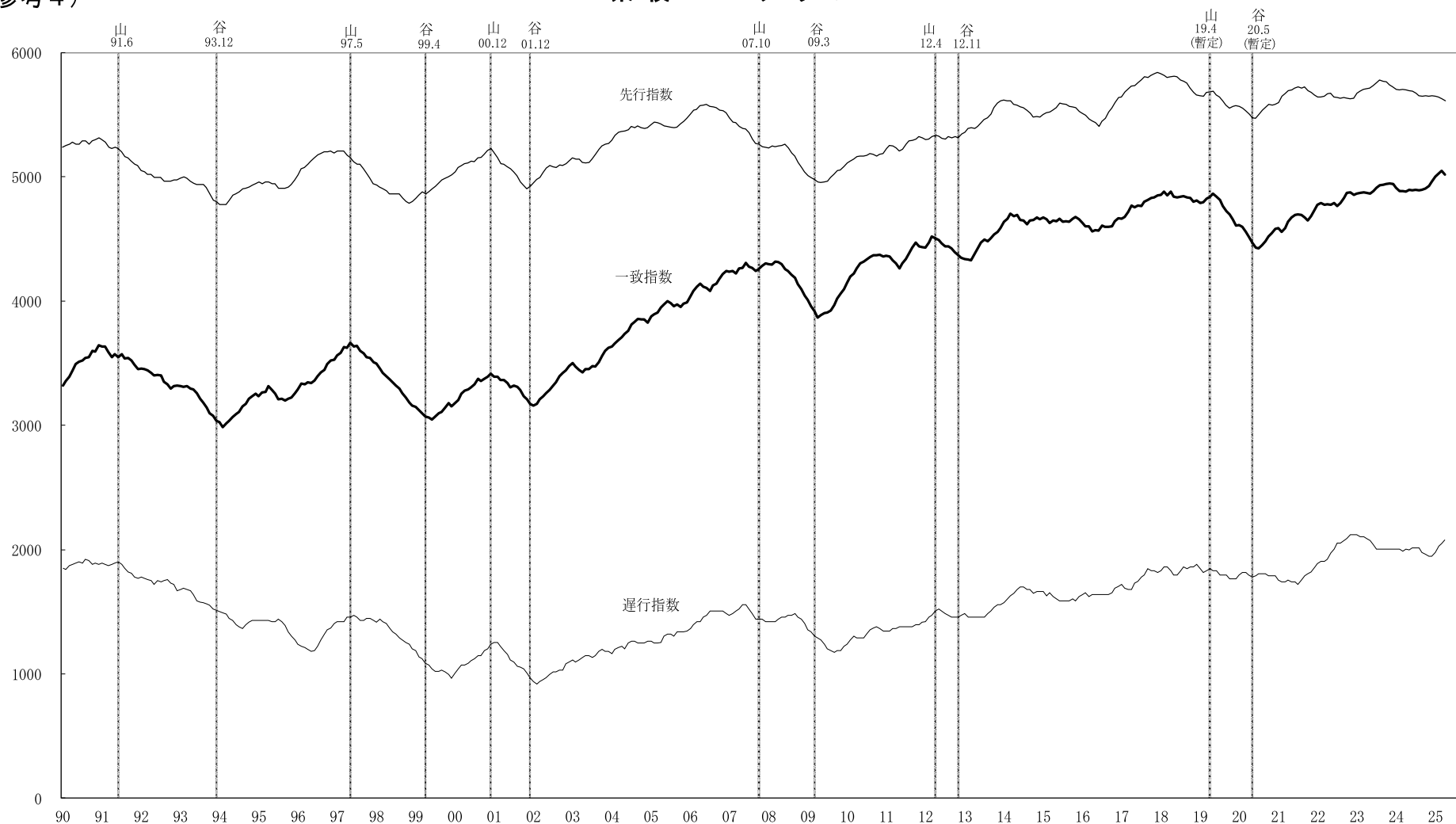
3 遅 行 指 数

(%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2009年	0.0	33.3	16.7	33.3	33.3	16.7	16.7	33.3	33.3	66.7	50.0	83.3
2010年	66.7	83.3	83.3	33.3	50.0	50.0	83.3	83.3	66.7	58.3	33.3	33.3
2011年	50.0	50.0	66.7	50.0	66.7	50.0	50.0	50.0	50.0	66.7	50.0	66.7
2012年	58.3	83.3	66.7	83.3	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	50.0	50.0	66.7
2013年	66.7	16.7	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	83.3	66.7	83.3	66.7	50.0
2014年	66.7	83.3	75.0	66.7	83.3	66.7	50.0	33.3	50.0	16.7	66.7	50.0
2015年	50.0	16.7	75.0	16.7	33.3	33.3	50.0	50.0	50.0	66.7	33.3	83.3
2016年	66.7	66.7	16.7	66.7	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	66.7	83.3	66.7
2017年	66.7	16.7	41.7	50.0	100.0	66.7	83.3	66.7	100.0	33.3	50.0	33.3
2018年	66.7	83.3	50.0	16.7	16.7	50.0	83.3	83.3	33.3	66.7	50.0	66.7
2019年	16.7	16.7	66.7	66.7	33.3	50.0	16.7	50.0	50.0	16.7	50.0	50.0
2020年	83.3	66.7	50.0	33.3	33.3	58.3	66.7	50.0	50.0	33.3	50.0	50.0
2021年	16.7	33.3	50.0	66.7	33.3	50.0	33.3	83.3	83.3	66.7	66.7	83.3
2022年	83.3	66.7	50.0	66.7	100.0	83.3	100.0	50.0	66.7	66.7	83.3	50.0
2023年	50.0	33.3	50.0	33.3	33.3	16.7	16.7	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
2024年	50.0	50.0	33.3	66.7	41.7	66.7	50.0	50.0	16.7	33.3	33.3	50.0
2025年	83.3	100.0	66.7	80.0								

(参考4)

累積DIグラフ



(注) 1 累積指数は、各月のDI指数を次式により累積したものである。

$$(\text{累積DI})_t = (\text{累積DI})_{t-1} + (\text{DI}_t - 50)$$

各月のDIの場合、50%切点が景気の「山」、「谷」と対応し、DIの「山」、「谷」と景気の「山」、「谷」とがずれているのに対し、累積DIでは、その「山」と「谷」が、そのまま景気の「山」、「谷」に対応しており、転換点を視覚的にとらえやすい。現在公表している累積DIは1963年12月=0として月々累積している。

2 先行指数は4000、遅行指数は1000を加算している。

3 山・谷の日付は愛知県におけるものである。

個別系列の概要

	系 列 名	内 容	季節調整法等	作 成 機 関	資 料 出 所
先行系列	L 1 鉱工業製品在庫率指数 ※	普通乗用車、小型乗用車、軽自動車の合計	X-12-ARIMA	県統計課	「愛知県鉱工業指数」
	L 2 新設住宅着工床面積		〃	県建築指導課	「建築住宅着工統計概要」
	L 3 乗用車新車登録・届出台数		〃	愛知県自動車販売店協会	「都道府県別、車種別（登録ナンバー別）、新車登録台数」
	L 4 新規求人数		〃	全国軽自動車協会連合会	「軽四輪車県別新車販売台数」
	L 5 貸出月末残高		〃	愛知労働局	「最近の雇用情勢」
	L 6 中小企業売上来期見通し		前年同月比	日本銀行名古屋支店	「東海 3 県の金融経済動向」
	L 7 日経商品指数（42種総合）		X-12-ARIMA	県産業政策課	「中小企業景況調査結果」
	L 8 東証株価指数		前年同月比	日本経済新聞社	「日本経済新聞」
	L 9 景気ウォッチャー先行き判断DI（東海）		〃	東京証券取引所	「東証統計月報」
一致系列	C 1 鉱工業生産指数	総実労働時間（季）／所定内労働時間（季） 学卒除きパートを含む	X-12-ARIMA	内閣府	「景気ウォッチャー調査」
	C 2 投資財生産指数		〃	〃	「愛知県鉱工業指数」
	C 3 所定外労働時間投入度（製造業）		〃	〃	「あいちの勤労」
	C 4 有効求人倍率		〃	愛知労働局	「最近の雇用情勢」
	C 5 百貨店・スーパー販売額（既存店調整値）		前年同月比	経済産業省	「商業動態統計」
	C 6 人件費比率（製造業）※		X-12-ARIMA	県統計課	「愛知県鉱工業指数」 「あいちの勤労」
	C 7 輸入通関実績		〃	日本銀行	「企業物価指数」
	C 8 延べ宿泊者数（従業者数10人以上）		〃	名古屋税関	「管内貿易概況（速報）」
	C 9 電力需要実績（特別高圧）		〃	観光庁 資源エネルギー庁	「電力調査統計」 「宿泊旅行統計調査」
遅行系列	Lg 1 普通営業倉庫保管残高	1～3類、危険品、野積、貯蔵そう各倉庫の合計	X-12-ARIMA	中部運輸局	（当該資料送付）
	Lg 2 常用雇用指数（製造業）		前年同月比	県統計課	「あいちの勤労」
	Lg 3 雇用保険受給者実人員 ※		X-12-ARIMA	愛知労働局	「最近の雇用情勢」
	Lg 4 家計消費支出（名古屋市・二人以上の世帯）		前年同月比	総務省統計局	「家計調査」
	Lg 5 消費者物価指数 （名古屋市・持家の帰属家賃を除く総合）		〃	〃	「消費者物価指数」
	Lg 6 貸出約定平均金利（新規分）		〃	日本銀行名古屋支店	「東海 3 県の金融経済動向」

（注）※ 逆サイクルを示す

4 景気動向指数の利用の手引き

1 景気動向指数の概要

景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動において重要かつ景気に敏感な指標の動きを統合することによって、景気の現状把握や将来予測及び景気転換点（景気の山・谷）の判定に資する総合的な景気指標である。C I（Composite Index）は、採用系列の変化率を合成、累積することにより経済活動を数量的に総合化し、景気変動の相対的な大きさやテンポといった量感を把握しようとするものであり、D I（Diffusion Index）は、採用系列の変化方向を合成することにより景気転換点の判定等に利用することを目的としている。両指数とも、経済活動間における景気のタイムラグを利用して先行、一致、遅行の3指数で構成されている。

なお、景気動向指数は、各経済部門から選ばれた指標の動きを統合して、単一の指標によって景気を把握しようというものであり、すべての経済指標を総合的に勘案して景気を捉えようとするものではありません。

2 C I の作成方法

（1）「外れ値」処理をしない四分位範囲基準化変化率等を算出

- ①「外れ値」処理をしない対称変化率（ $r_i(t)$ ）を算出する（系列が0または負の値をとる場合や内容が比率になっている場合は差をとる。）。

$$r_i(t) = 200 \times \frac{y_i(t) - y_i(t-1)}{y_i(t) + y_i(t-1)}$$

$$r_i(t) = y_i(t) - y_i(t-1) \quad (y_i(t) \text{ は第 } i \text{ 指標の } t \text{ 時点での値})$$

- ②トレンド（合成平均変化率（ $\mu_i(t)$ ））と四分位範囲基準化変化率（ $Z_i(t)$ ）を算出する。

トレンド（合成平均変化率（ $\mu_i(t)$ ））

個別指標の対称変化率（または差）の過去5年間（60 か月）における平均

$$\mu_i(t) = \frac{\sum_{n=t-59}^t r_i(n)}{60}$$

四分位範囲基準化変化率（ $Z_i(t)$ ）

対称変化率（ $r_i(t)$ ）、トレンド（合成平均変化率（ $\mu_i(t)$ ））を用いて乖離の程度を表す。

$$Z_i(t) = \frac{r_i(t) - \mu_i(t)}{Q3_i - Q1_i} \quad (Q3_i \text{ は四分位範囲の第3分位、} Q1_i \text{ は四分位範囲の第1分位})$$

- ③四分位範囲基準化変化率（ $Z_i(t)$ ）の中央値を「共通循環変動」（ $ZC(t)$ ）とする。

（2）「外れ値」処理の対象を選定

- ①「外れ値」処理をしない四分位範囲基準化変化率から「共通循環変動」を差し引いた「系列固有変動」（ $Z_i(t)'$ ）を算出し、これから「共通循環変動」を除いた対称変化率（ $r_i(t)'$ ）を算出する。その対称変化率を「外れ値」処理の対象とする。

$$Z_i(t)' = Z_i(t) - ZC(t)$$

$$r_i(t)' = Z_i(t)' \times (Q3_i - Q1_i) + \mu_i(t)$$

②「外れ値」処理の実施

「共通循環変動」を除いた対称変化率（ $r_i(t)'$ ）に、閾値として定数 k' を与え、 $r_i(t)'$ の「外れ値」を処理する。

$$\psi_1(r_i(t)') = \begin{cases} -k'(Q3_i' - Q1_i') : r_i(t)' < -k'(Q3_i' - Q1_i') \\ r_i(t)' & : -k'(Q3_i' - Q1_i') < r_i(t)' < k'(Q3_i' - Q1_i') \\ k'(Q3_i' - Q1_i') : k'(Q3_i' - Q1_i') < r_i(t)' \end{cases}$$

（ $Q3_i' - Q1_i'$ は $r_i(t)'$ の四分位範囲（1985.01 - 2024.12））

（ k' は 1985.01 - 2024.12 の間、一致指数の採用系列（ $r_i^C(t)'$ ）の 5% 相当分を「外れ値」として算出する値）

- ・系列固有変動のみを「外れ値」処理した対称変化率（ $\psi_2(r_i(t)')$ ）を算出する。

$$\psi_2(r_i(t)') = \psi_1(r_i(t)') + r_i(t)^{\text{共通}}$$

（3）個別系列のトレンド（合成平均変化率）（ $\mu_i(t)$ ）を算出

- ・「外れ値」処理した対称変化率（ $\psi_2(r_i(t)')$ ）を用いて過去 5 年間（60 か月）における平均を算出する。

$$\mu_i(t) = \frac{\sum_{n=t-59}^t \psi_2(r_i(n)')}{60}$$

（4）個別系列の四分位範囲基準化変化率（ $Z_i(t)$ ）の算出

- ・（2）②及び（3）から算出された対称変化率、トレンド（合成平均変化率）、四分位範囲を用い、四分位範囲基準化変化率を算出する。

$$Z_i(t) = \frac{\psi_2(r_i(t)') - \mu_i(t)}{Q3_i - Q1_i}$$

（5）各指標を構成する個別指標 $\mu_i(t)$ 、 $Z_i(t)$ 、 $Q3_i - Q1_i$ を平均し、各指標の C I 一致指数トレンド

（合成変化率）（ $\overline{\mu(t)}$ ）、合成四分位範囲基準化変化率（ $\overline{Z(t)}$ ）、合成四分位範囲（ $\overline{Q3 - Q1}$ ）を求める。これらを合成し、各指数の合成変化率 $V(t)$ を求める。

$$\overline{\mu(t)} = \frac{\sum_{i=1}^k \mu_i(t)}{k} \quad k \text{ は構成指標数}$$

$$\overline{Z(t)} = \frac{\sum_{i=1}^k Z_i(t)}{k}$$

$$\overline{Q3-Q1} = \frac{\sum_{i=1}^k (Q3_i - Q1_i)}{k}$$

$$V(t) = \overline{\mu}(t) + \overline{Q3-Q1} \times \overline{Z}(t)$$

(6) 各指数の合成変化率 $V(t)$ を月々累積し、基準年次を 100 とする指数化を行うことによって最終的な C I を算出する。

$$I(t) = I(t-1) \times \frac{200 + V(t)}{200 - V(t)} \quad (t=2, 3, 4 \cdots n \quad I(1)=100)$$

$$CI(t) = \frac{I(t)}{I} \times 100 \quad I \text{ は基準年次の年平均}$$

3 D I の作成方法

(1) 採用系列の毎月の値（原則として季節調整値）を 3 か月前の値と比較して、増加した時には＋、保合いの時は 0、減少した時は－という変化方向を与える（逆サイクルの系列については符号が逆になる。）。

(2) 先行、一致、遅行の各系列群ごとに採用系列数に占める拡張系列数（＋の数）の割合（％）を求め、D I とする。

D I = 拡張系列数 / 採用系列数 × 100（％） * 保合い（0）の場合は 0.5 としてカウントする。

4 利用の仕方

C I では、一致指数が 3 か月後方移動平均値などでみて上昇基調にある時が景気拡張局面、低下基調にある時が後退局面を示し、一致指数の山、谷の近くに景気の山、谷があると考えられる。

一方、D I では、景気を二局面に分割する考え方をを用いており、一致指数が基調として 50％を上回っている時が景気の拡張局面、50％を下回っている時が後退局面に相当し、50％ラインを上から下へ切る時点の近くに景気の山、下から上へ切る時点の近くに景気の谷があると考えられる。ただし、近年、部門間の跛行性も目立つため大半の部門に景気変動が波及している（D I が 100％あるいは 0％に近い）ことを確認することも必要である。

また、C I、D I とともに先行指数は、一般的に一致指数に数か月先行することから景気の先行きを予想し、遅行指数は一致指数に数か月遅行することから景気の転換点や局面の確認等に利用する。

D I は個別指標の変化率を合成したものではないため、D I の水準自体の変化は景気変動の大きさや振幅とは直接的には無関係であるのに対し、C I の変化の大きさは景気の拡大・後退のテンポを示しており、その時々景気の量感を把握することができる。このように、C I は D I の限界を補う特性を持っており、D I による質的な判断と C I による量的な分析という相互補完的な利用によって景気変動をより的確にとらえることができる。

5 景気基準日付

景気循環の局面判断や各循環における経済活動の比較、愛知県と全国の景気循環の比較などのため、主要経済指標の中心的な転換点である景気基準日付（景気の山、谷）を設定している。

景気基準日付は、一致系列による H D I（Historical Diffusion Index＝個別系列の不規則変動を除外して D I と同じ方法で計算したもの）の動きを中心として他の主要経済指標の動きを参考に設定する。

愛知県の景気基準日付

循環	谷	山	全国 比	谷	全国 比	期間		
						拡張	後退	全循環
第 5 循 環		1964 年 11 月	+1	1965 年 12 月	+2		13 か月	
第 6 循 環	1965 年 12 月	1970 年 6 月	-1	1971 年 12 月	0	54 か月	18 か月	72 か月
第 7 循 環	1971 年 12 月	1973 年 12 月	+1	1975 年 5 月	+2	24 か月	17 か月	41 か月
第 8 循 環	1975 年 5 月	1977 年 1 月	0	1977 年 9 月	-1	20 か月	8 か月	28 か月
第 9 循 環	1977 年 9 月	1980 年 2 月	0	1983 年 2 月	0	29 か月	36 か月	65 か月
第 10 循 環	1983 年 2 月	1985 年 5 月	-1	1987 年 4 月	+5	27 か月	23 か月	50 か月
第 11 循 環	1987 年 4 月	1991 年 6 月	+4	1993 年 12 月	+2	50 か月	30 か月	80 か月
第 12 循 環	1993 年 12 月	1997 年 5 月	0	1999 年 4 月	+3	41 か月	23 か月	64 か月
第 13 循 環	1999 年 4 月	2000 年 12 月	+1	2001 年 12 月	-1	20 か月	12 か月	32 か月
第 14 循 環	2001 年 12 月	2007 年 10 月	-4	2009 年 3 月	0	70 か月	17 か月	87 か月
第 15 循 環	2009 年 3 月	2012 年 4 月	+1	2012 年 11 月	0	37 か月	7 か月	44 か月
第 16 循 環	2012 年 11 月	(2019 年 4 月)	+6	(2020 年 5 月)	0	(77 か月)	(13 か月)	(90 か月)

(注) 全国比の数字は全国の景気基準日付とのズレを表し、+は遅行、-は先行を示す。

第 16 循環の「山」「谷」は暫定である。

<参考>国の「C Iによる景気の基調判断」の基準

本基調判断については、当月のC I一致指数の前月差が一時的な要因に左右され安定しないため、3か月後方移動平均と7か月後方移動平均の前月差を中心に用い、当月の変化方向（前月差の符号）も踏まえ、行う。

なお、3か月後方移動平均と7か月後方移動平均は、変化方向（前月差の符号）に加え、過去3か月間の前月差の累積も用いる。

《基調判断の定義と基準》

基調判断		定義	基準
①改善		景気拡張の可能性が高いことを示す。	- 原則として3か月以上連続して、3か月後方移動平均が上昇 - 当月の前月差の符号がプラス
②足踏み		景気拡張の動きが足踏み状態になっている可能性が高いことを示す。	3か月後方移動平均（前月差）の符号がマイナスに変化し、マイナス幅（1か月、2か月または3か月の累積）が1標準偏差分以上 - 当月の前月差の符号がマイナス
③局面変化 注1,2)	上方への 局面変化	事後的に判定される景気の谷が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを示す。	7か月後方移動平均（前月差）の符号がプラスに変化し、プラス幅（1か月、2か月または3か月の累積）が1標準偏差分以上 - 当月の前月差の符号がプラス
	下方への 局面変化	事後的に判定される景気の山が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを示す。	7か月後方移動平均（前月差）の符号がマイナスに変化し、マイナス幅（1か月、2か月または3か月の累積）が1標準偏差分以上 - 当月の前月差の符号がマイナス
④悪化		景気後退の可能性が高いことを示す。	- 原則として3か月以上連続して、3か月後方移動平均が下降 - 当月の前月差の符号がマイナス
⑤下げ止まり		景気後退の動きが下げ止まっている可能性の高いことを示す。	3か月後方移動平均（前月差）の符号がプラスに変化し、プラス幅（1か月、2か月または3か月の累積）が1標準偏差分以上 - 当月の前月差の符号がプラス

上記①～⑤に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。

注1)

・「①改善」または「②足踏み」から、「④悪化」または「⑤下げ止まり」に移行する場合は、「③下方への局面変化」を経る。

なお、「①改善」または「②足踏み」から、「③下方への局面変化」に移行した時点で、既に景気後退局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。

・「④悪化」または「⑤下げ止まり」から、「①改善」または「②足踏み」に移行する場合は、「③上方への局面変化」を経る。

なお、「④悪化」または「⑤下げ止まり」から、「③上方への局面変化」に移行した時点で、既に景気拡張局面に入った可能性が高いことを暫定的に示している。

注2) 「①改善」または「②足踏み」となった後に「③上方への局面変化」の基準を満たした場合、及び、「④悪化」または「⑤下げ止まり」となった後に「③下方への局面変化」の基準を満たした場合、「③の局面変化」は適用しない。

注3) 特記すべき事項があれば、基調判断に付記する。

注4) 定義の欄の「景気拡張」及び「景気後退」については、すべて暫定的なものとす。

注5) 正式な景気循環（景気基準日付）については、CI一致指数の各採用系列から作られるヒストリカルDIに基づき、景気動向指数研究会での議論を踏まえて、経済社会総合研究所長が設定するものである。

愛知県CI一致指数による基調判断の推移

年	月	単月		3か月後方移動平均		7か月後方移動平均		愛知県の基調判断（公表当時のまま）	（参考）国の基準による基調判断（現在のCI値による）
			前月差		前月差		前月差		
2021	12	114.9	2.8	111.0	4.40	108.4	1.31	景気動向指数（C I一致指数）は、足踏みを示している。	足踏み
2022	1	113.5	△ 1.4	113.5	2.47	109.1	0.70	同上	足踏み
	2	113.6	0.1	114.0	0.50	109.6	0.50	景気動向指数（C I一致指数）は、改善を示している。	改善
	3	114.6	1.0	113.9	△ 0.10	110.9	1.33	同上	改善
	4	116.8	2.2	115.0	1.10	113.1	2.16	同上	改善
	5	115.1	△ 1.7	115.5	0.50	114.4	1.28	同上	改善
	6	114.5	△ 0.6	115.5	△ 0.03	114.7	0.34	同上	改善
	7	114.6	0.1	114.7	△ 0.74	114.7	△ 0.04	同上	改善
	8	117.5	2.9	115.5	0.80	115.2	0.57	同上	改善
	9	119.6	2.1	117.2	1.70	116.1	0.86	同上	改善
	10	117.8	△ 1.8	118.3	1.07	116.6	0.46	同上	改善
	11	119.5	1.7	119.0	0.67	116.9	0.38	同上	改善
	12	120.1	0.6	119.1	0.16	117.7	0.72	同上	改善
2023	1	119.4	△ 0.7	119.7	0.54	118.4	0.70	同上	改善
	2	120.4	1.0	120.0	0.30	119.2	0.83	同上	改善
	3	119.5	△ 0.9	119.8	△ 0.20	119.5	0.28	同上	改善
	4	121.1	1.6	120.3	0.56	119.7	0.22	同上	改善
	5	120.6	△ 0.5	120.4	0.07	120.1	0.40	同上	改善
	6	122.7	2.1	121.5	1.07	120.5	0.45	同上	改善
	7	122.5	△ 0.2	121.9	0.46	120.9	0.35	同上	改善
	8	122.2	△ 0.3	122.5	0.54	121.3	0.40	同上	改善
	9	122.6	0.4	122.4	△ 0.04	121.6	0.31	同上	改善
	10	123.8	1.2	122.9	0.44	122.2	0.61	同上	改善
	11	123.2	△ 0.6	123.2	0.33	122.5	0.30	同上	改善
	12	123.1	△ 0.1	123.4	0.17	122.9	0.36	同上	改善
2024	1	121.0	△ 2.1	122.4	△ 0.94	122.6	△ 0.24	同上	改善
	2	121.4	0.4	121.8	△ 0.60	122.5	△ 0.16	同上	改善
	3	122.6	1.2	121.7	△ 0.16	122.5	0.06	同上	改善
	4	122.2	△ 0.4	122.1	0.40	122.5	△ 0.06	同上	改善
	5	122.5	0.3	122.4	0.36	122.3	△ 0.18	同上	改善
	6	122.7	0.2	122.5	0.04	122.2	△ 0.08	同上	改善
	7	123.9	1.2	123.0	0.56	122.3	0.12	同上	改善
	8	121.0	△ 2.9	122.5	△ 0.50	122.3	0.00	同上	改善
	9	123.0	2.0	122.6	0.10	122.6	0.23	同上	改善
	10	123.8	0.8	122.6	△ 0.03	122.7	0.17	同上	改善
	11	123.7	△ 0.1	123.5	0.90	122.9	0.21	同上	改善
	12	123.9	0.2	123.8	0.30	123.1	0.20	同上	改善
2025	1	127.4	3.5	125.0	1.20	123.8	0.67	同上	改善
	2	125.8	△ 1.6	125.7	0.70	124.1	0.28	同上	改善
	3	126.2	0.4	126.5	0.77	124.8	0.74	同上	改善
	4	125.4	△ 0.8	125.8	△ 0.67	125.2	0.34	同上	改善

CI一致指数の「振幅」の目安（標準偏差）

3か月後方移動平均	1.37
7か月後方移動平均	0.99

（1985年1月から2024年12月まで）

5 愛知県景気動向指数の算出方法の見直しについて

本県では、内閣府が2011年9月公表分から採用したCIの計算方法の変更に従って、2013年1月公表分より同様の手法及び「外れ値」（異常値）処理を用いて算出することとしました。また、近年における経済構造の変化を考慮し、よりの確に景気動向を把握することができるようにあわせて採用系列の一部見直しも行いました。

○CIの計算方法の変更

1 内閣府による新手法の採用

世界金融危機や東日本大震災のようなマクロショックが発生し、多くの系列にその影響が同時に発現する「共通循環変動」と、ある時に個別の系列において「外れ値」（異常値）が発生する「系列固有変動」を分解し、「系列固有変動」に限定して「外れ値」処理を行う方法を採用しました。

2 「外れ値」（異常値）処理

CIは、各採用系列の変動の平均値として算出されます。このため、ある系列に「外れ値」が発生した場合にCIが大きく変動することがあります。こうした大きな変動が発生しないよう、採用系列ごとに、変動の上限・下限値を設定し、その上限・下限値を超える変動が生じた場合には、その変動を上限・下限値に置き換える「外れ値」処理を行うこととしました。その結果、指数の平滑度が外れ値処理をしない場合より高くなります。

景気動向指数採用系列の新旧対照表

	旧 系 列 (2022 年 4 月分以降)	新 系 列 (2024 年 1 月分以降)
先行系列	1 鉱工業製品在庫率指数 (逆サイクル) 2 新設住宅着工床面積 3 乗用車新車登録届出台数 4 新規求人数 (学卒除、パート含) 5 貸出月末残高 (前年同月比) 6 中小企業売上上期見通し (四半期) 7 日経商品指数 (42 種総合) (前年同月比) 8 東証株価指数 (前年同月比) 9 景気ウォッチャー先行き判断 DI (東海)	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左
	(以上 9 系列)	(以上 9 系列)
一致系列	1 鉱工業生産指数 2 投資財生産指数 3 所定外労働時間投入度 (製造業) 4 有効求人倍率 (学卒除、パート含) 5 百貨店・スーパー販売額 (全店) (前月比) 6 人件費比率 (製造業) (逆サイクル) 7 輸入通関実績	1 鉱工業生産指数 2 投資財生産指数 3 所定外労働時間投入度 (製造業) 4 有効求人倍率 (学卒除、パート含) 5 百貨店・スーパー販売額 (既存店調整値) (前年同月比) 6 人件費比率 (製造業) (逆サイクル) 7 輸入通関実績 8 延べ宿泊者数 (従業者数 10 人以上) 9 電力需要実績 (特別高圧)
	(以上 7 系列)	(以上 9 系列)
遅行系列	1 普通営業倉庫保管残高 2 常用雇用指数 (製造業) (前年同月比) 3 雇用保険受給者実人員 (逆サイクル) 4 名古屋市家計消費支出 (前年同月比) 5 名古屋市消費者物価指数 (前年同月比) 6 貸出約定平均金利 (新規分) (前年同月比)	同左 同左 同左 同左 同左 同左
	(以上 6 系列)	(以上 6 系列)

※系列に記載のないものは季節調整値